

# 平成28年度一般会計予算特別委員会会議録

平成28年3月15日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 18:25

## ○委員長

ただいまから平成28年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第11号 平成28年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

第10款教育費から第12款予備費まで、194ページから239ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告をされております195ページ、スクールサポーター配置事業費について、田中裕二委員に質疑を許します。

## ○田中裕二委員

スクールサポーター配置事業について質問をさせていただきますが、委員長にお願いがございます。この195ページのスクールサポーター配置事業について、そして次のページの197ページ、スクールカウンセラー等配置事業費について、関連して一括で質問したいと思います。よろしいでしょうか。

## ○委員長

よろしいです。

## ○田中裕二議員

では、お願いします。195ページ、教育費、スクールサポーター配置事業について、197ページ同じく教育費、スクールカウンセラー等配置事業費について、一括して質問をさせていただきます。まず基本的なことでございますけれども、このスクールサポーターとスクールカウンセラー、役割はそれぞれどのようなものなのか、役割についてお尋ねをいたします。

## ○学校教育課長

スクールサポーターの業務につきましては、子どものいじめや非行、あるいは犯罪から守るため警察あるいは学校、地域の情報等の連携のパイプ役として、あるいは問題行動等の未然防止のために問題行動への指導助言、あるいは支援を行っております。また、校内や学校周辺における子どもの安全確保に関する活動などにも参加をいたしております。その資格や職につきましては、まず職は市の嘱託職員でございます。そして採用の要件といたしましては、少年の健全育成の経験を有する者ということでございます。

続きまして、スクールカウンセラーにつきましては、その役割は心理的な側面から本人が抱える悩み、不安、ストレス等を和らげ、教師や保護者等の対応能力を高めたり、あるいは直接的に問題行動の未然防止やいじめ、不登校の早期発見、早期解決を図るということでございます。

このスクールカウンセラーの資格は、心の専門家としては大変高い専門性の臨床心理士を有することとなっております。

## ○田中裕二委員

今のご答弁によりますと、大まかに言うと、スクールサポーターは児童生徒のいじめや非行防止や安全確保対策や安全情報の提供等と児童生徒や学校を取り巻く環境整備がその役割ということだろうと思います。また、スクールカウンセラーは児童生徒や保護者、また、教職員への助言や相談など、言ってみれば心のケアが主な役割ということのようでございますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

## ○学校教育課長

そのとおりでございます。

## ○田中裕二委員

それではスクールサポーター、スクールカウンセラー、それぞれの配置状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

スクールサポーター、スクールカウンセラーの配置状況でございますが、スクールサポーターは2名、嘱託職員として雇用をいたし、各学校で巡回いたしております。そしてスクールカウンセラーは市費で5名ということでございます。

○田中裕二委員

スクールサポーターは2名で各学校巡回と。スクールカウンセラーは市費で5名ということでございますが、このスクールカウンセラーの5名の方はそれぞれの学校に配置されているのでしょうか、どうなんでしょうか。

○学校教育課長

スクールカウンセラーにつきましては、市の教育研究所を拠点に、そこでさまざまな来所相談、電話相談、あるいは学校に出向いて行くということもございます。

○田中裕二委員

提出されておりますスクールカウンセラーの活動状況の資料を見ますと、対応されている件数は年々増加して、一昨年と比較しますとトータル件数がおよそ150件もふえているようでございますけれども、このスクールサポーター、スクールカウンセラーの人数、先ほど言われましたスクールサポーター2名、スクールカウンセラー5名でございまして、この人数は現状で十分なのかどうか、この辺はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長

質問委員ご指摘のように資料でもご提出をさせていただいておりますが、スクールカウンセラーが対応する件数は年々増加いたしております。そういった中で本年度、平成27年度は平成26年度まで4名体制であったのを1名増員をお願いいたしまして、5名体制と充実をしたところでございます。しかし現状、件数の増加傾向ということもありまして、まだまだ相談のニーズはあるというふうにとらえているというところでございます。

○田中裕二委員

さきの代表質問でも述べさせていただきましたけれども、いじめや不登校は減少傾向ならよいということではなく、1件もあってはならないと、このように思っております。ゼロにするべきだと思っております。このいじめや不登校の対応にスクールサポーターやスクールカウンセラーが大きな役割を果たしている、効果が発揮されているのであれば、またただいまご答弁ありましたように、ニーズがあるということであれば、私はもっと増員すべきだと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長

質問委員が言われますように、本当にいじめというのは、1件、2件もあってはならないというふうに認識いたしております。先ほどもご答弁申し上げましたけれども、本年度はスクールカウンセラーを1名増員させていただきました。スクールサポーター、スクールカウンセラーそれぞれに、特にスクールカウンセラー、心の問題は大変デリケートで、そして重篤な問題が多くですね、その専門的な資質はもとより、そういった経験を持たれた人材というものを私も求めているところでございます。ご質問いただきましたように予算も関係することですので、今後、関係課とも十分協議は進めてまいりたいと思っております。

○田中裕二委員

確かにいじめや不登校といった問題は大変デリケートな問題でございますので、適切な人材の確保が大前提となるわけでございますが、提出されている資料にもありますように、対応する件数は年々増加をしており、喫緊な対応が必要だと、このように思っております。先の代表質問でも述べましたように、また先ほど言いましたように、いじめの件数を減らすのが目的で

はなく、ゼロにしなければならない。なくさなければならないとっておりますし、皆様もそう思っていられるのではないかと思います。これ私の考え方でございます。これをゼロにするということを強く推進すると、学校側が少なめに報告するのではないかとという危惧もあるかもしれません。そうであるならば、学校からの報告だけに頼るのではなく、他の対策も考える必要があるとっております。私は必ずしも学校からの報告イコール実態ではないとっております。いろんな事件、テレビ、新聞等で、起こっておりますいじめを苦にして自殺をされたというニュースが、たびたびあります。そのときに学校側は、いじめの実態は把握していなかったというのがたびたびあります。そういった意味で考えますと、先ほど言いましたように、学校からの報告イコール実態ではないと、私はそう思っております。先ほどご答弁ありましたように、スクールカウンセラーが現状の5名で十分なのかということ、まだまだニーズがあるととらえているということでございますので、予算も含めて、ぜひ増員につきましても検討していただき、いじめをゼロにする取り組みをしていただきますよう要望をいたしまして、質問を終わります。

○委員長

続きます、育英事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

おはようございます。予算書195ページ、教育費、事務局費、育英事業費についてお尋ねをします。追加資料いただいています。61ページにあります。今年度の予算計上額は389万円、最初にですね、制度の概要をお尋ねします。

○学校教育課長

飯塚市の奨学資金制度の概要をご説明させていただきます。飯塚市では貸与型の奨学金として、毎年4月に高等学校及び高等専門学校を対象に18人、専修学校、短期大学、大学を対象に18人を募集人員として奨学生を募集いたしております。貸与月額を申し上げますと、公立の高等学校では1万5千円、私立の高等学校では2万5千円、公立大学では3万円、私立の大学では4万5千円となっており、市内にございます短期大学または大学の場合には、5千円を加算することができるようになっております。

○川上委員

貸与ということですね。資料を見ますと、この間、33、32、30、25、15と人数が減っております。どういう事情だとお考えですか。

○学校教育課長

件数につきましては、募集人員に十分満たない状況が推移をいたしております。募集の時期が入学された新年度4月に入りまして行うということもありまして、予約の申請ではないということで、どちらかと言いますと、さまざまな奨学金を補完するような位置づけで進めてまいりましたので、そういったことも関係しておりますし、返済等を考えてですね、申請を待っていられるような部分もあるのかなというふうに思っているところです。

○川上委員

私は、この人数が減っている原因は何だろうと聞いたんですよ。この間に、先ほどおっしゃった制度に何か変化があったわけですか。以前は、3月に募集をしておったけども、最近になって4月からの募集になったとか、そういう変化があったわけですか。

○学校教育課長

いえ、新市になりましての制度発足からは、先ほど申しましたように本市の形として、4月以降に申請いただいているという制度で運用してまいりました。

○川上委員

ですから、同じ制度が続いているのに、こういうふうに半分ぐらいになっているでしょう。それはなぜだろうかと、教育委員会は考えたことがあるかということをお聞きしたいです。

○学校教育課長

先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、4月以降に予約でなく、4月以降に申請いただくというようなこととして、大きな背景としては、やっぱり返済をなさるわけですので、そういう部分で応募が少ないというような認識を持っているところでございます。

○教育長

いま学校教育課長が答えましたとおりの制度で移行しておりますが、特に高等学校への担当窓口となります中学校の進路担当の教員の声からすると、他の奨学金は入学予定者に対して交付されますので、入学金そして授業料というように、入学時点で揃いますが、先ほど課長が説明した通り本市の分は、入学が確定後の支給にしておりますので、今の経済状況を考えて、保護者の方に入学準備するお金そのものがない世帯が増加している。よって、本市の貸付けの人数が減少しているというように分析をしているところです。

○川上委員

よくわからないですね。制度は同じ制度なんでしょう。ところが、その貸付件数は半分になっていると。制度が同じなのに、なぜ半分になっているのかということ考えたことがあるかと聞いてるわけですよ。考えたことがないという答弁をさっきからずっとされよるんですよ。

○教育長

申し訳ありません。わかっていただくように、もうちょっと丁寧に説明いたします。これまでは、入学当初のお金は家庭で準備できても、高校でしたら3年間、大学でしたら4年とか6年間払う授業料のほう不安だったので、飯塚の奨学資金でも借りるという家庭がありましたが、今はその入学当初からのお金も準備できないぐらい経済的に厳しい世帯が多いので、現状の飯塚市の育英事業の確定後の貸し付けということでは対応ができていく状況になっているものと分析しております。

○川上委員

そこで、そういう分析をしているんだったら、その制度を改めるところまで踏み込んで考えておられますか。

○学校教育課長

今、課のほうでは先ほど申しました申請の時期につきましても、4月以降ではなくて、予約という形もとれないかということも視野に入れて検討いたしておりますし、私共のできる努力といたしましては、周知の問題というのもありますので、今一層にその辺も努力をしていかなければいけないと思ってるところでございます。

○川上委員

この基金は出発当初幾らありましたか。

○学校教育課長

今現在ちょっと手元に資料はない状態です。

○川上委員

いいです。で、27年度末が3億3781万円ということなんですよ。年間で、41万ぐらい利息含めて繰り入れがあつてますね、基金に。それで、一方で貸し付けは、無利子と。そう考えれば、当たり前だと思うんですよ。無利子貸付というのは、それで、これもともと飯塚寮を処分された時の益金を基金に充てたと聞いておりますけど、そのとおりですか。

○教育長

すみません。私がちょうど課長時代から担当していたので、答えさせていただきます。

合併当初、旧飯塚市の場合は、今川上委員がおっしゃったとおりのような形で基金を作り、運用がなされていたようです。それ以外の、今間違えてはいけませんので、町の名前は申し上げることでできませんが、4町のうち2町でも、同様な育英事業があつておりましたので、それらを合算した形で現在運用をさせていただいている次第でございます。

○川上委員

それで、例えば、もともと飯塚寮についても、その向学の精神ではないけれども、やっぱり、ふるさとを大事にしてもらえるような、人士をたくさん輩出したいという想いから出発してのことだろうと思います。それが今日まで引き継がれていて無利子というのは、利息を取っている国の制度がありますから、それと比べればね、はるかにいいわけですがけれども、先ほどから言ったような趣旨から言えば、この際、その国がなかなか踏み切らない給付制について一度検討したことがあるかお尋ねをしたいと思います。

○教育部長

この奨学金制度につきましては、先の代表質問等でもご質問をいただいているところでございます。給付制度の導入について検討したことはあるか、ということでございますが、当然給付制も視野に入れて、新たな奨学金のあり方については、教育委員会としても検討はしておりますが、教育委員会単独でこれを決めて、実行というわけにはまいませんので、今後とも市長部局も交えて慎重に検討していこう、という状況でございます。

○川上委員

教育委員会内部で検討しているけども、市長部局には相談したことがないという答弁ですか。

○教育部長

教育委員会内のまだ方向性というのが定かに定まっておりませんので、市長部局への相談は正式にはしたことはございません。

○教育部長

正式にはしたことはないということで、内々の相談したという答弁ですね。それで、3億4千万円弱のお金は、私は、元々そのふるさとに人を育てたいと思う人たちからのお金を飯塚市が預かっているだけだと思うんですよ。減らさないように扱ってるところは評価しなければならぬけども、この、そういう思いのある人たちのお金を預かっている。これに飯塚市が自前のお金を加えれば、その給付制というのは、財源が確保できるじゃないかと思うんですよ。そうなればさまざまな人士あるいは企業からも、このための基金に使ってくれというようなことで、募金とかも集まるんじゃないかと思います。それで給付制はな、ということでもないと思いますので、ぜひ、知恵を出してやっていただいたらどうかなというふうに思います。質問終わります。

○委員長

次に196ページ、適応指導教室事業費について勝田委員に質疑を許します。

○勝田委員

196ページ、事務局費適応指導教室事業費について、お尋ねをいたします。まず確認ですが、適応指導教室の主たる業務は、いじめ、不登校児童生徒への指導、助言及び家庭への働きかけや支援等組織的継続的に行い、社会生活に適應できるように開設されていると理解しているのですが、それでよろしいでしょうか。

○学校教育課長

主なものは、委員がおっしゃった通りでございます。

○勝田委員

では、現在の適応指導教室の運営の概要について、そして現在何名の児童生徒が通所しているか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

飯塚市の適用教室の運営の概要についてご説明をさせていただきます。先ほどご説明いただいた部分等も重なるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。

まず目的といたしましては、不登校の児童、生徒の自立を促し、学校生活及び社会生活への適応指導を行うというものでございます。

基本方針としましては、先ほども出てまいりましたが、個々の児童生徒に対しての教育相談、学習指導、集団生活への適応指導このようなことについて柔軟な対応をすることにより、児童生徒がみずから自立できるように支援、指導するというものでございます。対象は飯塚市内の小中学校に在籍する不登校、あるいは不登校傾向の児童、生徒でございます。

具体的な指導相談の内容につきましては、1人1人のニーズに応じた学習活動を行います。それから近隣の体育、文化施設あるいは自然を生かしたゲーム、スポーツ、自然散策活動、それからボランティアさんとも連携をした栽培、耕作活動、そしてスクールカウンセラー等も活用いたしまして相談活動、このようなものが運用の概要でございます。

通所の人数でございますが、平成27年度、本年度現在で9名でございます。それから昨年度、平成26年度は11名、そして、平成25年度は7名という状況でございます。

○勝田委員

次に適応指導教室で勤務しておられるお二方の職員の方がいらっしゃると思いますが、業務内容についてはどうなっていますか。

○学校教育課長

職員につきましては、まず、適応指導教室の所長として、嘱託職員を1名、そして、主事、指導員でございますけれども、臨時職員として1名配置しまして、お二方で共に児童、生徒の指導支援にあたっているというところでございます。

○勝田委員

では、その適応指導教室で勤務されているお二方の勤務体系についてどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長

勤務体系につきましては、嘱託職員、それから臨時職員ということで市の規定に沿ったもので行っておりますけど、適応指導教室が夏季休業期間を迎えますので、学校同様その8月につきましては、勤務がないということです。

○勝田委員

基本的なことをお尋ねいたしますが、まず不登校の定義はどのようになっていますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:27

再 開 10:27

再開いたします。

○教育長

国の定める不登校の定義は、病気、怪我などの理由を除き、年間30日以上学校を欠席をするものとなっております。

○勝田委員

それでは、飯塚市内の不登校児童生徒の実態はどうなっているか、また、県や国の実態と比べて飯塚市ではどのような傾向にあると分析されておりますか。

○学校教育課長

飯塚市の不登校の概要でございますけれども、全国、県に比べますと不登校の出現率は多いというところでございます。

○勝田委員

先ほどの答弁でもありましたように、この適応指導教室が夏季休業期間中、8月には閉所といたしますか、閉鎖ということになっているようですが、ちょっとその件は、後でもうちょっと聞きたいと思うんですが、元々不登校児童生徒の発生の時期というのが大体決まっているように思うんですね。一般的に、長期休業期間中、つまり夏休みだとか、それから、学年が昇級い

たします春季、要するに春休みですね。その後に、かなりの数が発生しているというふうに分析されているようですね。そこで、本市の適応指導教室が、どうしてその夏季休業期間中の大切な指導にあたる時期に閉鎖といたしますか、閉所しているのかをお尋ねいたします。

○学校教育課長

本市教育委員会が設置する適応指導教室の夏季休業期間中のその件でございますけども、子どもたちが通ってきております、原籍校も当然、夏季休業期間ということで、家庭にお返ししたり、また様々な活動に取り組みせる夏季休業の意味や価値に沿った取り組みが行われます。

本市の適応指導教室におきましても、適応指導教室として、学期の終業式等を行いまして、そういった意味で、また同様に家庭にお返しをする、また適応指導教室でできなかった活動に、チャレンジをさせるというような趣旨から、夏季休業期間を設けているところでございます。

○勝田委員

それは若干、私は考え方は違うんじゃないかなと思うんですね。

不登校の児童生徒に対する基本的な考え方の一つに、不登校を解決するにあたり、社会的自立に向けてみずからの進路を主体的に形成していくための生き方、そういったものを支援していくことが大切だと思うわけですね。つまり、それとあわせて、不登校児童生徒の特徴的なこととして、心の問題があると思います。つまり、人間的な関係づくりができなく、対人恐怖症的な、人との関わりが持てなく、人の輪に入っていけない、そういう実態も見受けられます。不登校は、単に増加傾向であるというだけでなく、質的にも多様化が進み、複雑化している状況は委員会が分析しているとおりでと思います。だから、適応指導教室が果たす役割も、責務も重大だと思うわけですね。

そこで、普段は不登校児童生徒の一人一人のニーズに応じた適切な支援や教科指導等を行い、実施されていると思いますが、この夏季休業期間中には普段できない、学校ときめ細かな打ち合わせとかですね、保護者と一緒に、教育関係諸機関への訪問だとか、相談業務だとか、色々な事が生徒と一緒にできるんじゃないかなと思うわけです。そういったものが学校復帰を目指す不登校児童生徒にとっては、とって大切な働きかけや関わりを持つ大切な時期が、この夏休みの夏季休業期間中ではないかなと、そういうふうに思うわけですね。

もちろん、不登校児童生徒だけでなく、保護者も含め、子どもが夏休み期間中に仮に適応指導教室のスタッフに相談しようとしても、閉鎖しているわけですね。つまり、二学期の始業式までは、相談相手もいなく、関わりを持ってくれる対象となる大人も存在しない。そういった結果があるわけです。端的に申しまして、今後、適応指導教室の8月閉鎖を考え直して、今年度からでも構いませんが、開設という形はとっていただけないでしょうか。教育長、どんなものでしょう。

○教育長

今のご指摘、正直ドキッとしました。これまでは、ご承知のとおり、適応指導教室に来ている子どもも在籍校がありまして、本市の学校の子どもでございますので、市で設定しております学校管理規則によりまして、休業期間中、その日にちというのは設定をしておりますので、それに準じて学校ともどもに適応指導教室の同じような休業期間の設け方をしておりましたが、子どもたちの特性を考えますと、今ご指摘がありましたようなことこそ、対応できることが子どもたちにとって、より必要で効果的だということも私、感じさせられましたので、これを開設をするとなると、職員の勤務や賃金にも関わってきますので、前向きに検討をするということで、この場でのお約束は差し控えさせていただきたいと思っております。

学校も、現在、夏季休業期間中では、登校日を設けましたり、補充学習期間を設けてますので、適用指導教室もそれと同様な考え方ができるものと基本的には思っております。

○勝田委員

確かに財政的に2名分の、それと雇用保険とか、一旦は入ってくると思いますが、でもそれ

金額にすると30万円そこらだと思っんですよ。そこはもうぜひ、財政と交渉していただいて、子どもたちのために頑張ってくださいことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

同じく、適応指導教室事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

私は場所のことについて気にしています。現在、場所どこですか。

○学校教育課長

現在、穂波支所に隣接をしております西館の2階でございます。

○川上委員

そこからは、竜王山が見える広い窓があると、噂を聞いておりますけど、そこまでは少し薄暗い通路を登っていくという感じでしょう。違いますか。

○学校教育課長

薄暗いというような認識はしておりませんが、階段を上って参りますと、まず、適応指導教室という看板や少し絵が入ったようなものがあって、中に入りますと、子どもたちのスクールデスクが学校と同じようにございまして、中には、子どもたちがそれぞれ工夫をしてつくった掲示物、学級文庫、そして委員のお話の中にありましたけども、大変大きな窓がありまして、そこから竜王山がこう見えるというようなかたちで、そういう中で、さまざまな学習活動等やっているものでございます。

○川上委員

そういう環境、そういう状況に陥っている子が、それぞれの事情があって、画一的な事情ではないと思うんだけど、できれば、地面や足がつくような空間が用意できないかなというふうに思いました。

それから、図書費が1万円しかないんですよ。これは、割り当てが1万円なのか、その活動の中からのニーズがその程度なのか、お尋ねします。

○学校教育課長

図書費につきまして、あの先ほど言いましたように、少ない額でございますけど、子どもたちが学級文庫で希望するようなものをそこに買って置いているというものでございます。

○川上委員

図書室も、図書館もあるわけですから、ということもあるかもしれませんが、もう少し考えていっていいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員長

次に、197ページ、スクールカウンセラー等配置事業費について、勝田委員に質疑を許します。

○勝田委員

197ページ、教育費、事務局費、スクールカウンセラー等配置事業費についてお尋ねいたします。

先ほど、同僚議員が質問されましたけども、若干ダブるようなところがあるかもしれませんが、敢えて質問をさせていただきます。

現在、スクールカウンセラーの果たす役割は重大で、子育て支援や特別支援教育充実のため、教育相談、いじめ、不登校の支援事業等、学校や保護者等からの要求も日々増加しているのではと推測いたします。また、実際に利用された保護者等の話によりますと、相談までに何日待たされたとか、何週間後にやっと相談できたといった話を聞きます。そこで、現在スクールカウンセラーの活用状況についてお尋ねをいたします。

○学校教育課長

資料のほうでもご提出をさせていただいておりますが、スクールカウンセラーの活用状況に



つきましては、平成25年度におきましては、小学校685件、中学校102件、合計787件でございます。平成26年度におきましては、小学校709件、中学校177件、合計886件でございます。平成27年度、これは本年度の1月までの集計でございますが、小学校820件、中学校112件、合計932件ということで、過去3年間を見ますと、年々増加傾向でございます。

○勝田委員

これは、カウンセラーが、一人のカウンセラーの方が対応できる保護者の数も、それから時間も恐らく限られてくると思うんですね。そこで、先ほどの質問とダブりますが、再確認の意味でお尋ねいたします。現在のままで、今後、学校現場のニーズに対応できるとお考えですか。

○学校教育課長

本年度から、1名増員いたしまして、5名体制ということで、拡充をいただいたわけでございます。ただ、先ほど活用状況についてご説明申し上げましたとおり、増加傾向でございます。そういう中で、新規に、この相談の中には、もう1回ご相談いただきますと、ずっと継続的に相談をするというものもございますので、新規にご相談を頂いて、予約をしてもらって、しばらく対応まで待っていただくというようなケースもございます。

○勝田委員

これ、もともと、あのスクールカウンセラー配置事業というのは、いじめ、不登校、特にいじめから発進したんですよね。しかし、このスクールカウンセラーの活用状況から見てみますと、例年500件近い特別支援教育の相談業務が一番ふえてるわけですよね。私は、3月議会の一般質問でも言わせてもらったんですが、4月からの障害者差別解消法この施行によって、今以上に、この特別支援教育に対する相談件数は莫大な数が、増加を懸念するわけです。

本来ならば、先ほど同僚議員が言われましたように、スクールカウンセラーの数を増やすべきではないか、要求すべきではないかって、僕も言いたいんですよ。しかし、学校現場も分かりますし、それからスクールカウンセラー等の数も分かります。つまり、スクールカウンセラーの需要と供給のバランスが保ててないっていう、要するに数が足りないんですよ。ですから、そこは理解しておるんですが、今後、スクールカウンセラー以外の教育相談可能な教員、そういったものの育成をぜひ考えるべきじゃないかなと。もしくは、そういう教育相談可能な教員に加えて、多様な専門性を持つスタッフを配置することも考えていかなければいけないんじゃないかなと、そういう時期に来てると思うわけです。ニーズがふえたから、すぐに教職員定数を改善するといったことは非常に難しいと思います。ですけど、計画的に教員を含めて、専門的なスタッフを市教委や各学校に配置していくこともぜひ考慮し、前向きに計画的に考えていくべきだと思うんですが、何か対応策を考えておられるでしょうか。

○学校教育課長

議員ご説明いただきました、教員のそういった教育相談能力の向上ということは、もう大変重要な部分だろうと思いますので、学校の中で教育相談機能を高めるという意味では、市のほうでも生徒指導の担当者等の研修会も行っております。そういった部分でその他ニーズの高かった特別支援教育につきましては、各種関係職員の研修も行っておりますので、そういう中でぜひそういった相談能力の向上を図るような内容も含めてまいらなければと思っているところでございます。いずれにいたしましても、予算との兼ね合いもございますので、十分にご指摘いただきました部分を、内部でも検討は進めてまいりたいと思っているところでございます。

○勝田委員

これも3月の一般質問で行ったんですが、近年、学校教育現場においては、先ほど言ったように、教育課題が複雑化し、困難化して、その結果、教職員の超勤がふえている現状がありますよね。だから、スクールカウンセラーの相談業務もかなり広範囲にわたって遂行していかなければいけない状況に来てると思います。そこで今後現実にはできること、これは県の教育セ

ンター等において、養護教諭や教員等を対象にした短期研修、断続研修等で教育相談業務を学ぶ講座があるはずなんですよね。特に断続研修は年に今は20回ぐらいですかね、昔は30回程度あってはいたんですが、そこで研修を受けると、臨床心理士の初歩の資格が取れて、あと通信教育等を取れば、立派なスクールカウンセラーの業務をこなせる、そういう資質能力が身につくんですよね。そういったことが私たちの周りにあるのですから、活用する手はないと思うんです。しっかりそういうものを活用すれば、スクールカウンセラーの配置ができなくても、できると思います。

そのときに、ただ単に各学校長に教職員に積極的にそういう研修に参加するようにといったことを奨励しますというような教育委員会の回答ではなくて、教育委員会も一緒になって、例えば、教育委員会が主催する研修会だとか、それから講習会、校長のヒアリング等そういったところから、各学校の人材育成にこの方は適任だと思われる方の情報収集をぜひやっていただいて、ファイリングするだとか、教育委員会からもぜひお声をかけていただいて、そういう人材育成に努められると、この教育相談業務がかなり改善していくのではないかなど。やはり教育現場に関しては、現場の先生方がやはり一番詳しいと思うんです。必ず1人、2人そういう資質能力に長けた先生がいらっしゃいますので、ぜひそういったことで、検討じゃなくて、ぜひやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○学校教育課長

委員おっしゃいましたように、県の教育委員会主催、県の教育センターのそういった研修もごさいます。研修員の枠もごさいますけども、私どももそういった学校の先生方は、それぞれ専門の精通した領域をお持ちであることが大変先生にとっても優位であろうと思いますので、そういったことを見据えながら、積極的に奨励をしてみたいと思っていますのでごさいます。

○勝田委員

ぜひよろしく願いして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

続いて、学力向上推進事業費について、勝田委員に質疑を許します。

○勝田委員

197ページ、教育費、事務局費の学力向上推進事業についてお尋ねをいたします。

平成27年度末までまだ来ていませんが、実施されていた飯塚市が目指す教育ナンバー5、飯塚市学校教育プランで示されていた学力向上施策はどういった事業内容で推進されてきたでしょうか。

○学校教育課長

飯塚市では、3つの教育事業を主な学力向上施策として、ここ数年取り組んでまいりました。1つは、学力向上の基盤となる読みの力を育成する。そして特殊音節の習得を中心に図ってまいりますが、その多層指導モデルMIMでごさいます。2つ目は、基礎基本の定着を図る陰山メソッドによりまず徹底反復学習でごさいます。3つ目は、思考力や創造力の育成を図る協調学習。これをこれまで推進してまいったところでごさいます。

○勝田委員

しかし、この予算資料の25ページの学力向上推進事業費の中をしてみると、反復練習による基礎学力向上と協調学習の研究推進の2本柱で計画がなされているようなんですが、多層指導モデルMIMについては全く触られていないようなんですが、次年度から多層指導モデルMIMの取り組みは一切なしということでもいいのでしょうか。

○学校教育課長

いいえ、これまでどおり、全市的に小学校1年生を対象にやってまいりますので、東京からのこれまでご指導いただきました国立特別支援教育総合研究所の主任研究員の海津亜希子先生

による研修会、あるいは学校でいろんな学習で必要となる消耗品、こういったものを確保してまわっているところでございます。

○勝田委員

では、その予算の裏づけとなるのはどこにありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:50

再 開 11:00

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

失礼いたします。先ほどの多層指導モデルMIMの平成28年度予算の内容について、ご説明いたします。

予算書の207ページにその他の教育振興費というものがございます。その中に、下のほうを見てまいりますと、多層指導モデル推進事業研修等講師謝礼金9万円。それから、先ほどの用紙代等は消耗品費の中に含ませておりますし、1枚めくっていただきまして、若干の通信運搬費というのも計上させていただいているところでございます。

○勝田委員

そして、昨年こういった平成26年度の飯塚市決算にかかる主要な施策の成果説明書というものの76ページの中で、成果と課題でこの多層指導モデルMIMのことを書いているわけですね。成果として、飯塚市発達障がい支援アドバイザーの活用や研修会により指導方法を身につけた教師の取り組みにより、第1学年の読みの力を定着させることができたという成果が掲げられています。そして課題として、現在、国立特別支援教育総合研究所の支援をいただきながら、本事業を実施している。今後は、ブロック協議会の活動の充実等により、飯塚市独自のMIM指導を推進できるようにしなければならないと、こういうふうに書いてあるわけですね。

ですから、恐らく僕は今後、これを推進していくんだろうというふうに思っているんですが、ここに書いてあるということであるのであれば、今後これも実施していくということで理解してよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○勝田委員

ぜひ、これは続けていってほしいと思います。というのも、私たち市民文教委員会も、実は昨年行政視察の1つで、国立特別支援教育総合研究所を訪れまして、海津准教授にわかりやすくお話を伺ってきました。その際に、海津准教授がこんなことを言われていたんです。『飯塚市が実施している多層指導の指導方法等においては、飯塚市内で参加された各先生方の力が確実に育っていると思います。むしろ、飯塚から全国に発信してもいいくらいの力をつけてきているんじゃないでしょうか』ということをしっかり耳にしてきたんですね。ということは、これはすごい評価もいただいているということになります。ぜひ、これは2年間、平成26年度、平成27年度は国の文科省の予算で約870万円ですか、2年近くいただいてきていますので、これが切れたら、はい終わりという形はやっぱり避けてほしいなというふうに考えておりました。そして、先ほど言った海津先生が言われたように、飯塚市の教育のやり方が、日本全国に発信してもいいぐらいの推進をしていますよというのは、これは大きな評価ではないかと、僕はすごくうれしく思ったんですね。だから、これだけ課題多き教育現場において、確実にそういう先生方が各学校で育っている。そして、その中でもまたスペシャリストも1人、この飯塚市には存在していると思うんですね。そういった方々をどしどし使って、この多層指導モデルMIMの授業に関しては前向きに推進してほしいと思います。これは本当に1年生の

読みの力を定着させるというのは、あと中学年、高学年に確実につながるんですよね。ぜひ、よろしく願いして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に、204ページ、小学校スクールバス運営管理費について、田中裕二委員に質疑を許します。

○田中裕二委員

204ページ、小学校スクールバス運営管理費についての質問をさせていただきますが、これも委員長、お願いでございます。212ページ 中学校スクールバス運営管理費、これと関連がありますので、あわせて一括でさせていただきます。

○委員長

どうぞ、一括でしてください。

○田中裕二委員

それでは初めに、204ページ 小学校スクールバス運営管理費について、いくつか質問をさせていただきます。この予算資料を見ますと、庄内地区スクールバス運営委託料が、前年度に比べますと、400万3千円増額をしております。平成27年度は701万3千円。平成28年度は1101万6千円、403万円の増額ですが、この増額の理由をお尋ねいたします。

○教育総務課長

平成27年度当初予算701万3千円につきましては、本事業が平成26年度からの3年間の長期継続契約を入札により締結しております。平成27年度については、その契約金額を計上しております。また、平成28年度当初予算については、実施業者が昨年8月の時点で廃業となったことから、平成27年7月に再度入札を実施した契約金額を提示をしているものでございます。あくまで入札の結果によるものでございます。

○田中裕二委員

平成27年7月に、再度入札を実施した契約金額を計上ということでございますが、この契約は何年間の契約ですか。

○教育総務課長

3年間となっております。

○田中裕二委員

3年間の契約で、1100万円で、もう1つは、平成26年度からの3年契約で701万円、400万円の差ですね。これは代表質問のときにも触れさせていただきましたけれども、スクールバスは、国が定める運賃料金制度がございます。最低と最高の額が決められて、その範囲内で価格を設定しなさいというふうになっております。これは、いずれもその範囲内でありますか。

○教育総務課長

その範囲内で入札が実施されております。

○田中裕二委員

その範囲内ということですね。この範囲はこんなに開きがあるのか、計算式が出ていますので、私も計算をいたします。わかりました。

それでは、顕田小学校スクールバス運転手数料について、お尋ねをいたします。これは、運転委託料から組みかえへというふうにされております、111万5千円。追加資料の中にも顕田地区運転業務のみ、マイクロバスは市の所有というふうに書かれておりますが、これは運転だけを委託するということですか。お尋ねします。

○教育総務課長

平成26年度につきましては、運転業務を委託という形で実施してはございましたけれども、シルバー人材センターの中で受注形態の見直しがございます、この委託というところがどうなの

かということがありまして、派遣として契約することが正しいやり方ではないかということになりまして、いま現在は委託じゃなくて、ドライバーの派遣という形で、業務を実施しております。

○田中裕二委員

何かよく理解できませんでした。ドライバーの派遣ということですが、どこから派遣をされるんですか。

○教育総務課長

シルバー人材センターからでございます。

○田中裕二委員

シルバー人材センターの方がスクールバスを運転されるということですね。

○教育総務課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

シルバー人材センターの方がどうのこうのということではございませんが、最近代表質問でも話しましたように、全国でいろんなところで貸切バスの事故が起こっております。その中には、当然過重労働もありましたし、高齢者が運転してという事故も相次いでおります。ニュースを見ますと、アクセルとブレーキを踏み間違えて事故を起こした高齢者がほとんどです、これは。また、逆走した。これも高齢者が非常に多い。そう考えたときに、この大事な子どもの命を預けるスクールバスの運転を、いわゆる高齢者の方をお願いをするという感覚が私は信じられないんですけど、課長どうですか。どう思われます。

○教育総務課長

現在までもシルバー人材センターにおきまして、事故については承知しておりません。その中で、私たちもシルバー人材センターについては、日ごろからは安全運転についての指導は行っておりますけれども、人材センターの中につきましても、十分な安全運転の遂行について、ドライバーに十分そういった配慮をしていただいている結果で、事故が起こっていないということで考えております。

○田中裕二委員

安全運転をしないとって運転している人はいません。事故は起こさないとって運転をしていますし、だから大丈夫なんだという感覚がわかりません。今まで事故が起こっていないからと言われますけれども、今まで事故を起こしたニュースとかで、バス会社また運転手そういった事故を起こしているとは思いません、過去に。ですから、今まで事故が起こっていないから、これから先も大丈夫だということはある得ないということなんです。そう考えたときに、高齢者が悪いというわけではないんですけど、そういうリスクが高いと、そう思っております。そう考えたらシルバー人材センターをお願いする仕事ではないと私は思います。そのあたり、考え直す必要があるのではないかと、これは考え直しますとは言えんでしょうから、教育長、どうですか、これは。私は非常に、その発想、感覚がわからないんですけど、お答えいただけますか。

○教育部長

今いろいろとご指摘をいただいております。私どもといたしましても、子どもの安全ということは、第一番に考えなければならないこととは認識しておりますけれども、今までのこのスクールバスの運行につきましても、八木山を除きましては、合併前の制度をそのまま引き継いで、現在まできているという状況もございまして、また、現在委託をしている業者さんにつきましても、事故の発生等がなかったということもありまして、安全に運転をしていただけるものというふうに、私どもも信頼を置いてきたわけではございますけれども、昨今の情勢を見ますと、マスコミ等の報道でも、バスの事故が相次いでおりますし、また、将来的には、海外から

の福岡県への観光客が押し寄せ、バスの運転手が不足しているというような状況も聞き及んでおりますので、改めて、このスクールバスの運行については、どのように運用していったらいいかということ、見直す時期にはきているのではないかとこのように考えておりますので、現在、こういうふうなことで、長期契約もやっておるような状況もございますので、手がけられるところから改善をしていきたいというふうに考えております。

○田中裕二委員

国が、先ほど言いましたように、貸切バス、スクールバスに関して、料金、最低額最高額を定めて、その範囲内で運賃決めなさいというふうに言っているというのは、代表質問でも言いましたように、いろんな貸切バスの事故が相次ぐ。ただ安ければいいというだけで業者を、安ければいいというだけではやっぱり安全性が保てない、最低これを下回る価格であったら、どうしても、経費を節減するために運転手に対して過重労働があったり、高齢者の運転手を雇用したり、また、運転経験のない、もちろん普通免許ありますから、運転はできるんですけど、そういったマイクロバスとかそういったものの運転経験がない人を雇用せざるをえない、そのようなことで事故が多発している。これを防ぐために、範囲を決めたわけです。ですから、ただ安ければいいという話ではない。特に、子どもの命を預ける大事なスクールバスに関しては、安全性をまず第一に考えるべきであって、危険性があるようなものに関しては、当然そういったリスクを犯してはけないと私はそう思っております。ですから、この颯田地区のスクールバスに関しても、本当に考えていただきたいと思えます。

次に、中学校のスクールバスについてお尋ねをいたします。代表質問でも触れさせていただきました。八木山地区スクールバス運行委託料が計上されております。平成28年度は、1224万7千円、平成27年度は285万3千円、941万2千円を増額をされておりますが、これは、八木山地区のスクールバス形態が変わったのか、路線が変わったり、本数が変わったり、そういったものがあつたのかどうか、この差について、お尋ねをいたします。

○教育総務課長

平成27年度、当初予算283万5千円については、本事業が、平成25年度から平成27年度までの長期継続契約を入札により締結したところによりまして、平成27年度については、その契約金額を計上をしております。また、平成28年度当初予算1224万7千円については、業者見積を参考に計上したものでございます。運行の内容が変わったとか、そういうことではございません。

○田中裕二委員

運行の内容も変わらずに、900万円も上がるという不思議な予算計上でございますが、この平成28年度の八木山地区スクールバス運行委託料に関しては、1月に入札があつたと聞き及んでおりますし、その結果、どのようになったのか、お尋ねをいたします。

○教育総務課長

すみません。ちょっと税抜きになりますけども、508万円でございます。

○田中裕二委員

508万円という答弁でございますが、これは何年契約の金額ですか。

○教育総務課長

2年契約でございます。

○田中裕二委員

2年契約というのと、これを半分に割りますから、254万円、平成28年度は254万円ということの理解でいいですか。

○教育総務課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

1200数万円の予算で、実際に254万円ということですが、この時の見積もりで一番高かった業者の見積、業者名言わなくていいですから、見積は幾らでした。

○教育総務課長

今度はちょっと、税込みになっておりますけども、1224万7千円でございます。

○田中裕二委員

そうですか。1200万円、違うでしょ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:19

再 開 11:21

委員会を再開いたします。

○教育総務課長

見積金額、最高金額でございますけども、

○委員長

課長、見積じゃないばい。入札やろ。それはあなたのところに資料あると。ある。すぐ言えるよね。

○教育総務課長

入札時における一番高いところということですね。失礼いたしました。入札におきまして、一番高額な金額につきましては、1434万円でございます。

○委員長

教育総務課長、先ほど、1224万7千円と言われた分は、訂正ですね。

○教育総務課長

はい。

○田中裕二委員

今答弁いただいた、私も資料持ってますので、1434万円ですね。この一番高いところが高過ぎるのかというと、もう1社の見積もりは、1300万円でございます。ですから、この508万円というのがめちゃくちゃに低い金額であるんですね。これは、代表質問でもお聞きしましたんで、スクールバスは、国の定める範囲内がありますけれども、八木山地区のスクールバスは混乗ということで、この規定はないという話で、指名競争入札でこの金額を落札したという、そういうご答弁がっております。今年度の予算1200何万というのは、2年間の契約金額を今年度だけに入れて計上しているということですか。分かります、言ってる意味。2年間契約の金額を平成28年度に計上しているということですか。それとも単年度ということ、どっちです。

○教育総務課長

1224万7千円については、平成28年度の単年度の金額となっております。

○田中裕二委員

単年度の金額ということは、先ほどご答弁いただきました入札の一番高い業者であっても、1400万円の半分であれば700万円で済むはずでございます。この、1224万7千円という予算計上は、先ほどの答弁では、業者からの見積もりを取ったというご答弁でございますが、先ほどの話にあります、平成29年度の予算は分かりますか。幾らになりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:25

再 開 11:27

委員会を再開いたします。

○田中裕二委員

平成27年度予算は、3年契約やったかな、の実績というか、2年契約で計上した金額ですというご答弁がございました。それから考えますと、さっきの話ですみません、平成29年度の予算は、今回落札をされた508万円の1年分ですから、254万円プラスの消費税が平成29年度の予算になるのではないかと思います、そのとおりでいいですか。

○教育総務課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

ということは、平成27年度の予算が280数万円、平成27年度が283万5千円か。平成28年度の予算が940万円上がって1224万7千円、29年度の予算が260万円ぐらいいかな。という、また900万円ぐらいい差がある。このでこぼこを見て、なんで、こうなるんやろかという疑問はないですか。私は、ただ単純にこの予算の金額を比較をして、何でこんなに違うんだろうという単純な疑問での今回の質問なんです。で、執行部のみなさんそれが何とも思っていないのかと思うんですけど、どうですか。課長でも、教育長でもかまいません。どう思われます。これ当たり前と思ってらっしゃいますか。

○教育総務課長

予算計上におきましては、業者見積もりを参考に計上させて頂いてるわけでございますけども、入札という形で制度を運用しておりますので、その中で、スクールバス事業自体は4月からもう実施しなければならない事業でありまして、その空白といった形になっては困りますので、必ず契約できる金額ということですね。業者の見積もりを参考にしながら最高額と申しますか、高い金額を予算としては計上させていただいてる訳でございます。まあ、その中でまた事業実施にあたっては、入札が行われて、その中の範囲の中で契約を実施してというところでございます。

○田中裕二委員

あまり、しつこく言うてもしょうがないんですけど、平成28年度の予算が1224万7千円、これは、2年契約ということは今回の見積もりの入札の予定価格というのかな。これが2500万円近くの予定価格で、見積もり、入札をされたんですかね。それで一番高いところは1400万円だと。やっぱり適正価格というのがあると思うんです。高すぎるんじゃないか、安すぎるんじゃないかというのがあると思います。先ほど言いましたように、八木山地区は混乗ですから、スクールバスとか貸切バスの運賃の規定はございませんけれども、適正な価格というものはあると思います。その適正な価格は国が計算式示しておりますので、その範囲内が適正な価格だと私は思ってます。ですから、これだけ900万円も違う、それは何億円もあって、その中の900万円という話別ですけども、200万円台と1200万円台、これ同じ運行しながらこれだけの差があるということは、きちっとした適正価格というものが、この価格だということを当然つかんだ上で、掌握した上で、決定すべきではないかと思えます。ですから、代表質問でも言いましたように、大切な子どもの命を預けるスクールバスでございますので、どこが信用できる業者なのか、適正価格なのかということですね。ということをしつこくとやっぱり最重要視していただいて、入札の業者選定の方法も含めて、考えていただきたいと強く思います。これ以上言ってもしょうがないで、これで終わります。

○委員長

同じく、204ページ スクールバス運行委託料について川上委員に質疑を許します。

○川上委員

追加資料63ページいただいております。そこで、まず、平成28年運行計画についてお尋ねしたいんですけども、コースごとの利用人数を教えてください。

○教育総務課長



まず、筑穂地区でございます。桑曲方面でございますけども、これが、小学校、中学校合わせまして、25名でございます。それから、内住方面、これが小学校中学校あわせまして、16名でございます。庄内地区につきましては、上区と下区に分かれておりますけど、上区につきましては35名、それから下区につきましては、14名でございます。それから、颯田地区につきましては、28名となっております。そして八木山地区につきましては、中学生が9名、小学生が17名となっております。以上でございます。

○川上委員

144人ですかね、全部で。それで、このうち中学生はもちろん別ですけれども、小学生は児童クラブに行っている子がいますか。わかりますか。

○教育総務課長

ちょっと今正確は把握しておりません。

○川上委員

登校に利用する子どもと下校に使わない子がいるのかなど。それから、乗り降りする場所はどうなってますでしょうか。フリーで家の前で手を挙げるとかということもあるのか。それとも1カ所集中で来てるのか。

○教育総務課長

八木山地区につきましては、コミュニティバスの形態で運行しておりますので、バス停を設けて、そこで乗降をされております。他のスクールバスにつきましては、フリーという形にはなりますけども、学校の方の時間的な配慮とか、そういったことも鑑みまして、運用上は一定の地域、一定のバス停はございませんけども、そこで停めて乗降させております。

○川上委員

ということは、安全なところで乗り降りさせているということですかね。それから、混乗という言葉使われてるようですが、地元の方々の利用を認めているというか、地元の方々が利用しているコースがありますか。スクールバス、地元住民の方。

○教育総務課長

先ほど、ちょっと話をしましたけども八木山地区だけはそういう形になっております。

○川上委員

それから、地元の方から、このコース以外にその走らせて貰いたいという要望が出ているところがありますか。

○教育総務課長

筑穂地区の桑曲線の地区におきまして、そういう要望があっております。

○川上委員

それは、まだ応えきれてないんですね。いつごろ、見通しがありますか。

○教育総務課長

現在、関係各課と協議しながら、進めておるわけでございますけども、混乗になった時のバス停の設置、そういったところもございまして、今、鋭意どこにしたらいいのかということも含めまして、また、学校といたしましての説明も行っているものでございます。時期につきましては、はっきりとは今のところ申しあげることができませんけども、できるだけ早く実施していきたいと思っております。

○川上委員

質問が悪かったんでしょうか、今のは地元の方の方が桑曲のバス、そのスクールバスに乗せてくれとその話のことなんですね。私が言ったのは別の話だったんです。別のところでスクールバスの話。子どもたちを乗せるスクールバスをここにも走らせようというような要望があるかということだったんです。

○教育総務課長

私のほうではそういうことを承知はしておりません。

○川上委員

ないですね。それからこの間、いろいろ努力はされていると思うんですけども、子どもを乗せずに帰ったとかね、乗りそこなった子がいるとか、あるいは、乗り降りで転んだとかね、何かそういうトラブルというか、事故というか、発生の状況を把握していますか。

○教育総務課長

そういう件につきましては、学校並びに事業者の方からも連絡がありますけども、今のところそういった報告はあっておりません。

○川上委員

運行形態はいろいろありますけども、委託しているところは委託業者から連絡があるようにはなってるんですか、システムの。

○教育総務課長

そういうことでございます。

○川上委員

この間ですね、交通事故は発生してませんか。

○教育総務課長

発生しておりません。

○川上委員

阿恵で一度交通事故がありましたね。あれはスクールバスでなくてふれあいバスですかね。筑穂の阿恵でぶつかったことがあったでしょう。

○教育総務課長

すみません。スクールバスではありません。

○川上委員

交通事故というのは誰も心配してるわけですよ。それで、交通事故が、その委託業者がきちんと努力するんでしょうけど、それでもいろいろの心配があるわけですよ。それで、教育委員会としてどういう交通事故が起こらないように努力をしておるのかね、お尋ねしたいと思います。

○教育総務課長

スクールバスの安全運行については、契約当初におきまして、仕様書におきまして、そういうところ、道路運送法とか規則、そういったところの遵守とか、子どもたちの乗り降りの安全の配慮とかそういったところをうたい込んで契約しとるわけでございます。また、日常的には今回の大雪等ございましたけども、その時には、業者についてはもちろん自分のほうで現地を確認していただいて、その運行の安全を確認していただいております。そういったことをしていただいて、安全な運行に努めているというところでございます。

○川上委員

大雪の事を聞こうとしたんですけど、県教委が雪の翌日、休校措置をとってもよいと言ってきたんでしょ。で、休校したところもあります。県下で飯塚は休校しなかったでしょ。その時、このスクールバスはどうしたんですか。子どもたちはどうしたんでしょう。学校に行くのかどうか。

○委員長

走ったか、走ってないかを聞きよる。

○教育総務課長

スクールバスについては、全面走っておりません。

○川上委員

まあ、もちろんのことだと思うんだけど、教育委員会はその委託業者とどういう連携をその

時取ったんですか。

○教育総務課長

先ほども申しますように、業者に連絡をとりまして現在の雪の状況、運行の可否、そのことについて報告を求めております。その報告に基づきまして、スクールバスは運休にしたということでございます。すみません。前日にそういうことをした。

○川上委員

それは、その委託契約の中にそういうことをきちんとするということになっているんですかね。

○教育総務課長

雪どうのこうのということではございませんけれども、そういったものを含めまして連絡体制は十分にとることになっております。

○川上委員

もう質問終わりますけど、指摘されるようなバス事故とか続発しているわけですね。それで今重要なことは、それぞれ委託業者もう研究してるかもしれないけど、教育委員会が委託業者とこういった事故が起きているけど、絶対許されないの、我々どういったところを気をつけないといけないのかというような協議の場をきちんと持って、そして高齢の方でも運転じゃんじゃんやる人はおるわけですね。それで適切な状態で乗務できてるかどうかとか、そこまで立ち入って相談するようにしたらどうかと思います。質問を終わります

○委員長

次に、205ページ、213ページ、218ページ、特別支援教育支援員等配置事業費について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

教育振興費、小学校中学校幼稚園の特別支援教育支援員配置事業についてお尋ねをいたします。予算資料によりますと、次年度、小学校では5名増の43名、中学校で2名増の20名、そして幼稚園においても2園で臨時職員として支援員3名、さらに支援員兼補助教諭3名の6名が配置される予定になっています。そこで、この特別支援教育支援員の配置の状況と基準等についてお尋ねをいたします。

○学校教育課長

特別支援教育支援員の配置状況につきましては、先ほどもお話ありましたけど、平成25年度におきましては小学校33人、中学校15人、合計48人。平成26年度におきましては小学校34人、中学校15人、合計49人。そして本年度、平成27年度におきましては小学校36人、中学校17人、合計56人でございます。配置の基準等につきましては、各学校から特別に支援を要する子どもとして、市教育委員会に月例で報告を上げていただいております児童生徒の中で、特に特別支援教育の配置を要望する場合に、学校長が要望書を提出していただいて、その中で決定をいたしておるものでございます。

○勝田委員

それでは、この介護支援員の方々の職務内容についてお尋ねいたします。

○学校教育課長

それぞれに配慮を要する子どもの配慮の内容というのは異なるかもしれませんが、一般に、その子どもに寄り添って個別に指導する。生活面、先生と学級の中で一緒になって行うということが中心でございます。

○勝田委員

では、この支援員をこの学校に配置しようとする根拠はどういうふうになっていますか。

○学校教育課長

先ほど申しましたように、学校長のほうから要望書の中で詳細に配慮を要する状況について

ご報告をいただいております。小学校であれば、担任の先生が個別の指導にその子にかかることで、十分に全体の指導ができないような状況が生まれるとか、そういった場合、そのようなものを十分に総合的に勘案いたしまして、決定をいたしているところでございます。

○勝田委員

では、その介護支援員1人の方が担当する児童数は、平均して何人ぐらいが理想とお考えでしょうか。

○学校教育課長

基本的には配慮を要する児童生徒1人に対して1人がかかわっていただいているというところでございますが、それ以外にも、その中で関連して業務いただいていることもあったのではないかなと考えております。

○勝田委員

では、ここでちょっと1件だけ確認させてください。この追加の資料の3年間分の中で、飯塚市内には通級指導教室が3つありますね。飯塚小学校と、それから高田小学校、飯塚第一中学校、ここには介護支援員は配置されていませんか。

○学校教育課長

通級指導教室について、介護支援員というのを配置いたしております。

○委員長

もう1回言ってください。

○学校教育課長

通級指導教室に対しても配置をしておるというふうに認識しております。

○勝田委員

それ3つともですか。1つだけでしょう。はい、わかりました。では、現在発達障がい疑いを持つ児童を含めると、全体で発達障がいの児童生徒は平成24年度の文科省の報告によりますと、大体6.5%くらいでないかと。実際はもっとふえるだろうということで、私自分なりにちょっと試算してみますとね、飯塚市内の小学生の数は6611人ですので、これを6.5%を掛けますと約430人、それから中学校の生徒が3158人ですので、これをざっと計算しますと189人、そして幼稚園が90人ですから、ざっと約5.8人ですから、6人ぐらいの発達障がい者がいるだろうと推測されるんですね。でも実際はこれより多いと思うんです。先ほど課長が言われたように、原則子ども1人に対して1人が適当ではないかと、それは私も思いますが、ただここで一番私すごいなあと思ったのが、これ実はね、発達障がいの児童が430人に対して約43人配置です。中学校も約205人かな、に対して20人、それから、幼稚園でも6人に対して6人配置されているというのが、これみんな割ってみますとですね、1人の介護支援員の方が大体10人ずつ対応するのかなと。これはすばらしい計算だなと、僕なりに感心したんですが、でも実際、幼稚園児は1人で10人対応とかまず無理なんですよ。しかも僕は今、保育士さんの給料がどうのこうのと言いますが、僕自身の本来の考えは大学よりも高校、高校よりも中学、中学よりも小学校、小学校よりも幼稚園に勤務されている職員の方々のほうが給料が高くていいんじゃないかと。やはり一生のスタートを切る教育の基礎を培う年齢なんですね。ここでやっぱりもう少し幼稚園等に配慮を、もう少し聞いてみたら、かなり存在するんですね。ちょっと幼稚園等に伺ってきますと大変な状況がありますので、ぜひ1回、現状を見て、各幼稚園、各学校のニーズに合わせたその配置計画を適切に行っていたきたいというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○子育て支援課長

現在、幼稚園には、このお示ししました資料のとおり6名の支援員を配置する予定でおります。現在、認定こども園3園に特別支援教育支援員1名と、補助教諭兼務の特別支援教育支援員1名の2名ずつを配置することとしています。今後も利用者の状況を見ながら、支援の充実

に努めてまいりたいというふうに考えております。

○学校教育課長

学校におきましても、学校から上がってくる要望書に基づいて、その人数等について要求してまいりたいと思っております。

○勝田委員

ぜひ、前向きに考えていただきたいと思います。

次に、介護支援配置と同様に各学校にこの特別支援学級に在籍の保護者あるいは学校等から、子どもの介助、要するに肢体不自由児学級だとかそういった学級の保護者、学校等から子どもの介助を手助けしてくれる介助員等の要求は今までにございせんでしたか。

○学校教育課長

本市では介助員というような職はございせんけれども、特別支援学級に在籍する児童生徒の中で、例えば障がい内容が肢体不自由等で全面的な介助を要する、そういう場合などには配置をした実績がございます。

○勝田委員

ありがとうございます。このことは3月の一般質問でしたんですけれども、やはり4月1日から施行されます障害者差別解消法で、保護者の方から介助支援員の強い要求が今後ますますふえてくるのではないかと思います。それとあわせて、その配慮事項、必ず要求してくるようには推察されるんですが、この介護支援員の方が特別支援学級在籍の児童の介助も兼ねても構わないのでしょうか。もしそうでなければ、今後介助員の配置も考えていく必要があると思うんですが、どうでしょう。

○学校教育課長

特別支援教育支援員というふうに国のほうで申しておりますして、地方交付税の中に盛り込まれて財政措置をいただいておりますが、そういったものを私ども市として施策にして運用している中で、先ほど申しましたように、どうしてもそういった学校のほうのニーズがあるということをこれまでも対応してまいりましたので、そういったことでこれからも進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○勝田委員

本当に今後大きな問題となると思いますし、要求も強くなると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:56

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

205ページ、特別支援教育支援員等配置事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料は64ページにあるんですけども、支援対象の子どもの人数、児童生徒の人数がどうなっておるかお尋ねします。

○学校教育課長

平成25年度におきましては、小学校全児童生徒は6626人のございます。中学校が3307人、平成26年度は、小学校は6667人、中学校が3296人。本年度、平成27年度は小学校が6704人、そして中学校が3257人、そういった全体が対象のございます。

○委員長

質問の意味が全然通じよらんとある。

○学校教育課長

失礼いたしました。該当する小学校、中学校の児童生徒、全体像を今お示しをいたしましたけれども、直接、特別支援教育支援員、いわゆる、先ほども出てまいりましたけど、特別に支援を要する子どもということで、学校等から月例で報告を受けております数字を申し上げます。本年度、小学校は263人、中学校は61人ということで、計324人が現時点での学校からの報告でございます。

○川上委員

かなり増傾向にあるように窺いますけれども、この支援員になっている方々は、経歴というか、教員OBの方が多いんでしょうか、それともそれ以外の方が多いんでしょうか。その付近を教えてください。

○学校教育課長

支援員の方々の資格につきましては、何か特別に資格の要件をお持ちの方をということをしているわけではありませんけど、学校教職員OBの方もいらっしゃいますし、ほかでお勤めをされていて、今回、特別教育支援員をということでご希望された方もいらっしゃいます。

○川上委員

対象の児童生徒が304人ということで、現状支援費の方が59人ですね。それで、充足しておるんですか。

○学校教育課長

学校からのご希望に対応して、予算等の枠の中で配置をさせていただいておりますけども、学校のほうにはそういった部分では一定のご理解をいただいているものでございます。

○川上委員

学校から希望がある人数は何人ですか。支援員は何人欲しいと言ってきています、その合計は。

○学校教育課長

すいません。学校からの希望に応じてですね、配置をしているというのは、基本的な今の現状でございます。

○川上委員

予算の枠の範囲とかじゃなくて、校長から要望があったとおり配置していると、そういうことですか。

○学校教育課長

各年度ですね、前年度の後半に学校のほうから、そういった子どもたち、特に私どももずっと月例で、そういった子どもたちの状況はずっと伺っておりますので、そういったことを見ながらですね、学校との間でその要望に応じる形で基本的には配置をいたしているものでございます。

○川上委員

微妙な言い回しをするので、校長が教育委員会に3人欲しいとか、2人欲しいとか、事前に相談したら、無理だという話を先にやって、そして教育委員会がオッケーといえる範囲で要望させるという、そういうふうにさっきあなたの答弁は、総合するとそのように聞こえるけれど、私の質問は、学校から要望のあった人数を全部配置していることかと言うことを聞いたんですよ。あなた、はいと言わないでしょう。だから、学校から先ほど言ったような事前相談があって、いや、それはできませんよとか交渉なんかして、結局は学校の希望どおりになっていないのかなと思わせる答弁なんですよ。どっちなんですか。

○学校教育課長

すいません。少し説明が十分でなかったかもしれません。学校からいただいたものをもとに課で検討いたしまして、それを予算要求するものでございます。

○教育部長

予算に限定されて、配置のほうが制限を受けているのではないかというご心配からのご質問と思っております。予算の範囲内では、学校のほうの要望に応じて配置をしておりますし、また予算が不足する場合については、財政課との協議が必要でございますが、予算流用等で対応しておるのが現状でございます。

○川上委員

ということは、学校からの要求のあったその人数は全部配置しているということですね。予算が足りないというわけでしょう。だから、流用しているというわけですね。そういう場合があったということでしょう、過去は。今、当初予算をやってますからね。過去足りなかったので、流用したこともあるということをお答えされたわけね。それは、わかりました。そこで、こういう状況のもとで、学校施設の改善の必要がある場合がありますか。

○教育部長

学校施設につきましても、例えば障がいをお持ちの児童生徒が入ってくる場合がございます。そのときには学校から当然要望がありますので、その要望に対しては対応をとっております。

○川上委員

肢体不自由の児童生徒の場合に特別なことが考えられると思うんだけど。そういうことでは何か、具体的にこうしたとかいう例がありますか。

○教育部長

これは一例でございますけれども、例えば、歩行が困難な生徒が入ってきた場合につきまして、エレベーターのない学校につきましては、リフトと申しましょうか、電動のそのような機械を設置するというようなことで対応を図っております。

○委員長

次に、207ページ、就学援助費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書207ページ、教育費、教育振興費、就学援助費についてお尋ねします。追加資料として、65ページに資料を出していただいています。就学援助の制度があるんだよという保護者への案内はいつどのような形でされていますか。

○学校教育課長

就学援助制度の周知につきましてでございますが、まず、市のホームページに掲載をいたしております。それから、その時期が迫ります3月号の市報にも、加えて掲載しているところでございます。また、毎年2月に学校を通じまして、全児童生徒の保護者に対しまして、周知文書を配布をいたしております。また、新入学児童の保護者につきましても、入学説明会等の折には、周知文書を配布するなど、保護者に対しまして、学校のほうから就学援助制度の周知に努めるように指導しているところでございます。

○川上委員

そのときに、申請書そのものを手渡していますか。

○学校教育課長

A4でお知らせと申しますか、就学援助制度の概要を書いたものをお渡しいたしまして、当然、事務室のほうにそのお知らせも一定数を常備しておりますし、その場で申請書が欲しいと言われればですね、学校のほうにも常備しておりますので、配布をするというような状況でございます。

○川上委員

申請書を手渡しているかということについては、いいえという回答ですね。違いますか。

○学校教育課長

すいません。お知らせを配布させていただいて、その中で当然、すぐにご利用であればです

ね、事務室のほうに常備しておりますということで、ご案内して配布を、お知らせのときにあわせてするケースもございます。

○川上委員

できれば案内と申込書を一緒に渡していくぐらいの状況ではないかと思うんですよ。福岡県の子どもの貧困率は19.9%という調査結果が出てましたね。深刻だと思います。それから、申請受付は教育委員会と学校で、両方でするんですかね。

○学校教育課長

申請の手續につきましては、先ほど申しましたように、学校の事務室、それから私ども学校教育課の窓口でそういった関係の申請書等を備えておりますので、必要事項をご記入いただきまして、学校もしくは直接学校教育課のほうにご提出をいただければ、対応させていただきます。

○川上委員

それで、常々教育長は、飯塚市の場合は、その目安として生活保護の1.5倍まで、他市と比べて比較的高い、高いというか申請がしやすいようにしておりますということで。それは歓迎なんですけども。私もいつも言っていますけど、1.5倍という決まりはないんですよ。実際に困っている世帯についてということなので、そのことでの周知はどのようでしょうか。うちはもう生活保護の1.6倍あるから、ちょっとやめとこうと、給食費も大変だけととか、思われている家庭とかあると大変だと思って言うんですけど、どうですか。

○学校教育課長

各家庭で、経済的に困窮されているご家庭のご支援というのがこの制度の趣旨でございますので、まずご申請をいただきましてですね、その中でその状況を精査をさせていただいております。特に学校とも十分に連携をとりますので、そのご家庭の、あるいは背景の色々な部分につきましてもですね、校長先生からも、書面でもいただくこともございます。

○川上委員

1.5倍とっていることはないということですかね。困ってるなという人は、とにかく申請してくれって言い方ですか。それとも生活保護の1.5倍ということをおっしゃるか。

○学校教育課長

具体的に生活保護基準の1.5倍というようなことは、学校等でも申してはないとうふうに思っております。お困りのところをご相談も含めて、学校あるいは私どもにお話をいただきまして、その中で当然、基準というのは出てまいりますけれども、そういった相談も含めて、お話をさせていただいてるところでございます。

○川上委員

あと2つくらい聞かせてくださいね。1つはね、学校給食の給食費補助費がありますね。生徒、児童生徒数の中でかなりな比重になってますよね。この学校給食の補助率について、この高さについてどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○学校教育課長

お手元に、提出資料としてお示しをしているような過去の小中学校の人員数でございまして、表の中で、それぞれ、扶助の費目がございますけども、かなりの数があるというような認識でございます。

○川上委員

この数字を見て、教育委員会として、政策的にこういうことを考えなければならないなど、いうところが本来あるはずなんですよ。それで、学校給食費の引き下げということを考えるのかね、それとも今、全国的に声が高まっている給食費を無料化する。現実に長浜市ですか、やりましたね。そうしたことをね、踏み込んで検討してみる必要がある、そういう数字ではないかというふうに思います。多いなというくらいで済ませる段階ではないんじゃないか。とに



かく、今、学校給食の占めると子どもの貧困の無関係のものすごく密接な間柄になってますでしょ。本市でも検討する必要があると思います。それから、最後ですけども、この扶助対象にですね、眼鏡をですね、検討したらどうかというふうに10年前から。そこまでなりませんかね。今の教育長との間の議論だったと思います。眼鏡の扶助について検討されたことありますか。

○学校教育課長

過去にそういったご指摘もあって検討はしたものとは思いますが、現時点では、眼鏡の購入費につきまして対象とはいたしておらないというところでございます。

○委員長

次に208ページ、小学校英語教育推進事業費について兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

217ページ、教育振興費、小学校英語教育推進事業費についてお尋ねします。この事業はなぜ導入されたのか。そして、今現在先行してこの事業を行っている小学校の効果についてお尋ねします。

○学校教育課長

まず、この事業の導入の理由、経緯でございますけども、今回、来年度の当初予算として提出をさせていただいております、小学校英語教育推進事業につきましては、平成28年度に改訂される次期学習指導要領におきまして、小学校の5、6年生で新設される英語科の平成30年から移行期間中の先行実施を行うということに伴いまして、新設の英語科の実施にあたり、その体制を整備し、英語教育の体制充実を図るというものでございます。そこで、その円滑な導入に向けまして、本年度モデル校を選定をいたしまして、モデル実施をしているところでございます。その中では、事業実践あるいは、アンケート等で一定の成果があったというふうに認識をしてるところでございます。

○兼本委員

すいません、ちょっと私わからなかったんですけど、導入に関しては、平成30年度からの英語科の実施に伴うための体制整備を図るためなんですよ。私、効果についても伺ったんですけど、当然、教育委員会としては、目的があって行われたわけですよ。そうすると、そのどういった目的のためにやったのか。そして、どういった現状があるのか。それから、そのためには、今後どうしていかなくてはいけないのかということ聞いたつもりだったんですけど。いいですか、もう一度。

○教育長

すみません、今、学校教育課のほうは学習指導要領改訂に向けて教育課程実施上のことから答弁をいたしました。これ実は、間もなく移行期、そして本格実施を迎えます。そのようなこともあります、恐らくグローバル社会がやって来る。そして、子どもたちが社会人になるころに英語力というのは、国際共通語としてそれを使う仕事につくことが、海外に行こうと、国内にしようと子どもたちには求められる力になるだろうというように教育委員会として考えております。それを受けまして、まずは小学校の時に英語を使う力を定着させたいということで、1対1の指導によってその基礎ができるような学びのシステムがないかということで、オンライン英会話を考えました。現在、そこで培った小学校での英語力を中学校でさらに伸ばすためにどうするかということで、研究を始めたところでございます。小中学校のそのような接続をより子どもの学びにとって効果的な形にすることが、これからの本市の教育の課題であると思っております。

○兼本委員

そうすると、先行して授業を行っている学校では、子どもたちの中学校に今度、伸ばすための力というのは、教育長が思われているぐらいの効果はあったということなんですかね。すみ

ません、もう1点。そもそもですね、このICTを活用したアクティブラーニングでしたっけ、  
というのをやるのはなぜなんですか。

○学校教育課長

ご質問のアクティブラーニングというのは、主体的、共同的に問題発見、解決を行うという  
ふうに文部科学省のほうでは定義をいたしておりますけども、その中でICTを使うというこ  
とが効率的、効果的な手段であるというふうに言われております。今回の小学校英語教育推進  
事業につきましては、先ほども私が答弁させていただきましたが、次期学習指導要領で、小  
学校英語科というのが新設されるというのを、その部分を受けてですね、こういった事業につ  
きまして、策定をさせていただいたというふうに思っております。

○兼本委員

すみません、課長。今の英語科を行うのに、そのなぜICTを使うんですかっていう、私は  
質問をしたんですけど、アクティブラーニングにおけるそのICTをとということじゃないんで  
すね。

○学校教育課長

すみません。再度、ご説明をさせていただきます。今度、小学校の英語科の授業におきまし  
ては、オンラインでマンツーマンでの英語会話のレッスンを取り入れた事業を行うものでござ  
います。これまで、小学校には外国語活動ということで、いわゆる、ゲームや何か遊びのよう  
なことで、英語に親しんで、そしてコミュニケーションの素地をつくるというようなものであ  
りましたけど、次期学習指導要領が求める新設英語科の中では読んだり書いたり、話したり聞  
いたりといった4技能も扱うということでございますので。その中で、特に聞く話すを中  
心とした英語の初歩的な運用能力がこの事業を通して、培われるものであると考えたものでご  
ざいます。

○教育部長

ご質問の趣旨は、アクティブラーニングに関するICT機器の活用理由ということでお尋ね  
と思います。アクティブラーニングを簡単に申し上げますと、先ほどのご質問ございました協  
調学習ということに位置づけられるかと思います。この学習指導を行う際に、効率的また効果  
的に事業を進めていくためには、これはICT機器は、道具ではございますけれども、その効  
率性を図るそしてまた、児童生徒のいわゆる何といいますか、理解の定着が図られるという効  
果を何と言いましょうか、意図してですね、使っておるものでございます。分かりにくいと思  
いますが、具体的に申し上げますと、例えば協調学習では、まずはグループでいろいろな観点  
から協議をして、1つの答えを求めてまいる。何と言いますか、考える過程について、例えば  
タブレット端末で、こういうふうに出るグループは考えているというようなことを、回答を  
作りそれを、例えば電子黒板に前半の答えというのを集約させてそしてまた、全体的にその中  
でA班はこういう考え、B班はこういう考え方ということで、お互いに情報を共有しながら、  
こういう考え方もあるんだと、答えを導くについて、1つではございません。そういうことで  
いわゆる理解を深めていくというようなこと、そしてまたそれを例えば、板書とか、模造紙に  
書いての作業ですと、非常に非効率になります。限られた授業時間内に、そういうふうなこと  
の展開ということも難しゅうございますので、これをICT機器を入れることによって効率化  
を図って授業時間中に一定の成果を上げるために導入を試みてるものでございます。

○兼本委員

この間先行している小学校の、授業、オンライン英会話の授業を、見させていただきました。  
その時のですね、確か、福岡教育大学の教授の方も言われてましたけども、子どもたちが外国  
人とマンツーマンで話しているんですけどもこんなに堂々と対話をしたり、という姿は、見た  
ことがなかったということで、びっくりしましたというようなご意見、褒め言葉をいただい  
ております。確かにですね、皆すごいなと思ったんですけども、ただ、学校の先生の時代ほうが

変わったなというような、こういうことをするのかというようなですね、お話も周りでいろいろ耳にしたんですね。今回、このオンライン英会話の授業を行っていく上でこの間の学校では、オンライン教育英会話が25分間くらいあって、それ以外も先生がすべて英語で会話されていたんです。果たして飯塚市全部で、これができるのか。もし、できないようであればどうするのかといったことは、どのようにお考えでしょうか。

#### ○教育長

今からの構想ですので、すみません。私のほうで答えさせてください。その事業、私も拝見しましたし、その前後にもそれぞれ見ました。確かに、私も質問者と同様に子どもたちって機会を与えれば、こんなふうのパフォーマンスも含めたコミュニケーション力を発揮するのかと驚いた次第でございます。ご質問の、あの教育プログラムに対して教員がそこまでの指導力量があるのかと、今からどうするのかということでございますが、本年度の小学校の教員採用試験から英語が加味されました。しかしながら、市内の小学校の先生方の英語指導力の現状を見ますと、これまでそういうことで採用されたわけでもなく、そういうことでお仕事されてきたわけでもありませんでしたので。ごく一部の方でそういう能力を持った方はいらっしゃいますが、多くの方はまだまだそこまで至っておりませんので、モデル校の中でオールイングリッシュで授業をしてくれていたものをパターン化して周りの先生方に理解していただくとともに、オンライン英会話の授業を先行実施いたしますのは、先生方もあの中で学んでいただいて、それに対応できる指導力量を本格実施までに身につけていただくというのが、2つ目の狙いでございます。

#### ○兼本委員

今もう小中一貫校にはなっていますよね。そうすると施設一体型であれば、中学校の先生を活用するというのも可能であるということですね。ぜひ、保護者の方からもですね、うちの子どもは全く今まで勉強しなかった、この体験をして、英語に興味を持って、英語という科目だけかもしれないけど、興味を持ったことに凄くうれしいというご意見もありましたし、この英語の単語とかを勉強している子どもが、それから、例えば国語とか、いろんなところに興味を持ち出して、なんかちょっと変わってきましたというようなご意見も聞いております。ぜひですね、飯塚市は何か教育で特徴があるのかといったときには、英語はみんな話せるよ、というぐらいの指導方針を考えていただきまして、ぜひ有効に活用していただければと思います。

#### ○委員長

次に、215ページ、部活動支援事業費について、勝田委員に質疑を許します。

#### ○勝田委員

215ページ、教育振興費部活動支援事業についてお尋ねいたします。215ページの中に運動部活動指導者謝礼金が75万6千円計上されていますが、これは予算資料の28ページを見ますと、1人1回1500円の年間28回分で、18名分として計上されているわけですが、恐らくこれは各中学校の運動部活動の技術的指導員として外部から来ていただいている方の謝金と思いますが、この28回という回数はですね、何を根拠にしてはじき出された回数なんでしょうか。

#### ○学校教育課長

ご質問の運動部活動指導者でございますけども、各中学校で運動部活動を運営する中で、なかなかそういったものに対する指導の専門性がないとかですね、サポートをしていただく方を想定したものでございます。そういった関係から、年間28回ということですね、サポートする回数としてあげさせていただいたものでございます。

#### ○勝田委員

回数の根拠にはという回答にはなっていないと思うんですが。ただですね、外部からの部活動指導者は実際にはもっとこれの数倍もしくは数10倍の回数ですね、指導を行っているのが現

状じゃないかと思うわけですね。この件で、各中学校の校長もしくは教職員等からですね、回数やら人数等の要望等は出されていないのでしょうか。

○学校教育課長

まず、各学校での希望人数でございますけれども、各学校1、2名程度というようなことでは申し上げておりますけれども、予算を組みます時期に間に合いますようにですね、年度の後半に学校の方に来年度、外部指導員をどういった部活動で欲しいかという希望調査に基づきまして、例えば、来年度、予算に上げております平成28年度は18名という事で、計上させていただくというような形をとっております。

○勝田委員

それならば再来年度ですね、各学校等から、要望等やらその活用状況等が出れば、それは当然考えていくということで理解していいですか。

○学校教育課長

人数につきましては、先ほど申しましたように、予算策定の段階で、学校からのニーズを受けておりますので、それを反映させてやってまいりたいと思っております。

○勝田委員

普通、学校は年間を35週で大体日数計算しますよね。そうしますと、中学校で大会とか、そういったものは土日に限られてありますよね。そのことを換算したら大体200日前後が子どもたちが学校でね、学んだりする回数になると思うんですが。そのうちのやっぱり28回ってというのは、おっ、と思うんですね。中にはスポーツが大好きで、子どもたちが大好きで、当然ボランティアで来ているよ、という指導員の方もいらっしゃると思います。しかし、何回も申しますけれども、中学校教職員の超過勤務の1番はこの部活動指導というのが1番多いわけなんです。学校で教科指導、生徒指導、部活動、一方ではそういったことで人間関係づくりを構築して、子どもたちの成長を促すというのが1つの中学校教育の狙いでもあるかもしれませんが、でも、私はやっぱり働き過ぎだと思います。そういったことを考えた時に、1人でも多く、各中学校にはそういう適任の外部指導者がいれば当然、そこの支援をしていただいて、適正な教育活動が教職員ができるような、そういった考えも今後やっぱ検討していくべきではないかと思っておりますので、強くですね、前向きに考えてください。これ要望で終わりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、217ページ、飯塚第一・第三・菰田中学校統合事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

217ページ、教育費、学校整備費、飯塚第一・第三・菰田中学校統合事業費についてお伺いいたします。今回、この自転車通学実施に伴う整備というふうに1727万3千円、予算が上がっておりますが、この整備について予算計上についての経緯をお尋ねします。

○学校施設整備推進室主幹

今回の、予算計上の部分につきましては、飯塚第一中学校におきまして、生徒の利便性を鑑みまして、通学方法の選択肢を広げるため、来年度から自転車通学を実施したいということから、自転車駐車を整備するという形としておるものでございます。

○兼本委員

というと、利便性というのは、今保護者からの意見がそういうふうになってきて、そういうふうと考えられたということですか。

○学校施設整備推進室主幹

通学方法の選択肢を広げるという形でございますので、学校のほうで校長として、現状を鑑みたく中で、やはり不便があるだろうというところで自転車通学が必要だというふうなことでお

話を聞いております。当然この現状におきましては、自転車通学というのが以前からもあっておりましたので、当然、自転車通学の要望があったのではないかと考えております。

○兼本委員

あったのではないかとという事は、あったかどうか分からないということですよ。私は飯塚第一中学校合併の時、PTA会長をしておりまして、合併の時の自転車通学の件については、飯塚第一中学校区のPTA会長と校長会で話し合いがありました。なぜ自転車通学できない、ならなかったのかと。これに関しては、まず正門側の道ですね、中学校の近くでいうならば、正門側の新飯塚橋からが正門前に来る道が、歩道が狭いと。自転車が通ると車の量も多いので危ないというのが1つ、それとこの市役所の前の道に関しましては、車の量が余りにも多いので、やはり危険であるということで、安全確保ができないからというふうに伺いました。先ほどの答弁では、校長の方から自転車通学がいいんじゃないかと、ということというお話でしたけれども、安全確保については、何か改善なりそういったものが具体的に教育委員会の方にお話があったの、この予算計上になってあるんですか。

○学校施設整備推進室主幹

安全確保ということでございますが、この安全確保が当然、飯塚第一中学校の統合された時に、周辺環境を考えると危険だと言うことで、学校長が判断されたと。危ないということで、自転車通学が認められないということで、今回、今のような助成措置を行ってるんですけども、この安全を守るというところにつきましては、あくまで教育委員会としては関係機関、また道路整備については関係各課をお願いして、道路整備を進めていただきたいという旨のですね、依頼は行っております。一部については予算化もされて、今、測量等も行っている箇所もございます。そのような中でですね、教育委員会としては、安全確保が第1にできるようにという努力は行っているところではございます。

○兼本委員

努力で自転車通学がいいですよ、ということが言えるんですか。今度その自転車通学になるところの状況、通学路の状況であるとか、そういったところの確認とかされました。それから、6月に道路交通法が変わりましたよね、自転車に関してはかなり厳しくなっていますし、今、損害賠償も約1億近く出ています。今回、112台分の駐輪場ができるということですが、定期券の方に関してはこれができるとなくなるというふうに私は伺ってたんですが、これはもう保護者の同意があって、112台が必ず来るとのことからのお話なんですか。

○学校施設整備推進室主幹

現在要望させていただいております、駐車台数112台でございますけれども、現状、今28年度の見込みとして通学助成を要望されるであろう人数としましては、約120名というところを想定をさせていただいております。台数的には不足するではないか、というふうに考えられると思いますけれども、この自転車駐輪場につきましては、駐輪場整備の手引のようなもの、技術指針という形の部分がありまして、この中では通常駐輪場についてはですね、平行にまっすぐ置いて60センチ、縦が1メートル90センチというような面積で出していきますとですね、今回の部分につきましては124台ほど駐車するようなこともできます。また、ちょっとハンドルを曲げれば、それ以上置けるような形にもなりますので、その台数で十分に賄えるというふうに考えているところでございます。あと保護者が納得をされているかというところでございますけれども、この部分で駐輪場、自転車通学をはじめられるということで、入学説明会の折にも、学校から自転車通学を始めるというお話をされて、その後、通学助成というものが廃止をされますという報告をさせていただいております。また、その後、菰田中学校、鯉田小学校のほうにおきましても保護者の方にそういう説明会をさせていただきました。参加者は少なかったんですが。すべての方がご理解いただいたとは考えておりませんが、ほぼご理解いただいているのではないかとというふうに考えております。

#### ○兼本委員

ということは、自転車通学は保護者の責任において、徒歩が1つ、自転車通学が1つ、今まで定期券が出ていた電車通学したいといっても、もう来年から補助はありませんよと。そういった今度は選択肢になるということですよ。そうすると保護者の判断によるということは、もし子どもたちが事故を起こしたときは、これは保護者の責任ですか。ということですよ。そういうことでしょうか。ですよ。私たちは正直言って、2年前の話から何も安全面に対して変わってないと思っています。そのあたりの説明も今、すごく不十分だと思うんですよ。こういう状況の中で、教育委員会としまして、先ほどちょっと聞きましたけれども、保護者それから地域住民の、きょうも同僚議員の皆さんからもいろいろとあっていましたけど、飯塚市の将来を担う子どもたちの安全のことを皆さん心配されてあるんですよ。教育委員会としては、私はこの安全確保に関するリスクヘッジが何もできていないんじゃないかと思うんですよ。自転車通学するなら、私はしてもいいと思っています。いろいろメリットもあると思いますし、ただ持っていく方がおかしいんじゃないかと。本来であれば、いま現状、自転車通学がない状況で、学校に来ている子どもたちもいるわけですよ。この現状がどうなのか。そこに何か問題があるのか。そこで自転車通学は必要だよと。必要であるならば、いろいろ危険性の問題とか考えていきますよね。学校は学校の考えがあると思います。でも、そういったものは教育委員会管理していくわけでしょう。そうすると、教育委員会としては、私、今の答弁を聞いていますと、学校任せ、それから保護者任せのように聞こえます。飯塚市の教育委員会というのはそういうものでいいんでしょうか。教育長、どうでしょう。

#### ○教育長

飯塚第三中学校と菰田中学校と飯塚第一中学校の合併協議からの通学方法のあり方について、以前、いろんな要望が出て、自転車通学を認めてほしいという菰田中学校区、3中校区の保護者からの要望が出ていながら、それまでは合併してすぐは、自転車通学いいですよということにしなかったのに、合併して1年が過ぎようとしている今、今度は自転車通学も許可しますよというようなことでまず一貫性がないじゃないか、そして安全は確保できるかという部分でのお尋ねだと思います。当初、学校のほうに自転車通学を認める方向でも検討はどうですかという投げかけは以前から教育委員会のほうからもしていました。そのときには、通学することについては、1番は子どもたちがどんなふうにして、特に自転車通学の交通ルールを守るか。その約束ができるかどうか1番の問題です。2番目は、先ほどこれ質問者もおっしゃいましたとおり、保護者がヘルメットをきちんと被らせるとか、決まった道路に行くように家でも指導するとかいうような保護者の子どもに対する指導監督も必要です。そして学校では安全教育をします。この3つがそろってはじめてオーケーでしたが、一緒の学校になるまではそういう動きがなかったし、そういうこともできませんでしたが、1年間一緒になり、特に運動部活動の子どもたちの部活が終わった後の不便さを見るに至って、保護者のほうからの要望、そして子どもたちのほうからも自転車通学できないんでしょうかという要望を受けて、学校は今回これを許可する方向で今動いています。今後の動きについては、4月からすぐオーケーには、学校は先日確認をしましたが、なりません。今これも、お尋ねになりましたとおり自転車通学についてのあり方、そして1番心配な学校周辺について、今学校のほうでは一定の距離まで来たら、乗らずに押して、徒歩通学生と同様にいくような方向も含めてその検討をいたしますし、事前指導もいたしますし、自転車通学許可申請書というものも保護者の方に出していただいて、どのような経路で来ます。どのような約束をしますというようなことも固めた中で、安全に通学できるように対応するので、おそらく実際に動き出せるのは9月程度ではないかというように聞いている次第です。その間についても他校の例もありますので、教育委員会としても資料提供はもとより、より安全で適切な方法について指導をしていきたいと考えています。

#### ○兼本委員

教育長、それは多分違うと思います。保護者全員の意見じゃないと思うんですね。2年前に自転車通学はだめですよと。そして、徒歩と電車になったわけです。2年前になりました。今までそれですと来てたわけです。これ今の在校生の保護者の方に状況なりをやっぱり話さなくてはいけないんじゃないんじゃないですか。必要ないんですかね。今度の新しい1年生だけでいいのでしょうか。9月からということは、今の1年生の保護者もまだ皆さんに話されてないらしいですよ。そこまでもまだ行ってない状況。それですと、いろいろと意見が出ています。保護者にですね、学校から聞いた話だと、例えば、菰田、鯉田という、来るときに立岩地区も通るわけでしょう。飯塚地区を通る子もいるわけでしょう。そしたら小学生もいるわけですよ、そこに。小学生歩いて来ています。自転車がどこを通るのかとか、そういったときには、地域の承諾も必要じゃないのかとか、いろんな相談を、飯塚第一中学校の子どもたちの安全のためにも皆さん朝、地域の人たちとか PTA、小学校の保護者全員ですね、旗を持って立っているわけですよ。それも飯塚第一中学校がね、自転車通学になったこともわからないまま、まず1点いいのかということですね。何でアンケートをしないのかと、そういう保護者に対してどういうふうに思っているのかと聞かないのかということ、賛否両論あってまとまらないだろうからしませんというお話です。そういう話聞かれました。私が言っているのは、予算1700万上げているわけです。こういう内容なんですよ。こういう内容でいいのかなと。これからですね、自転車通学するならやっぱり問題もあると思うんですよ。そういう問題を1つ1つつぶしながら、どこでみんなが納得できるところかというものを考えていかないといけないと思うんですよ。例えば、定期券で来たいという保護者もいらっしゃるかもしれないじゃないですか。自転車はうちは危ないから嫌だと言う方だっていらっしゃると思うんですよ。自転車通学ができるから、今までは定期券があった。でも、これが自転車通学ができるためになくなったという形になるわけですよ。やっぱり、もうちょっと学校と教育委員会ともしっかり話して、子どもたちの安全、ほんと安全と思うんですよ。もっと話し合ってもらって、どういうふうに関今後この自転車通学に関して取り組んでいくのか。例えば定期券に関してでもですね、とりあえず猶予を持って2年間ぐらい状況を見ようとか、そういうこともあるんじゃないかなと思うんですよ。もっとその辺を話し合ってもらって、進めていってほしいと思います。

#### ○委員長

次に、221ページ、放課後子ども教室推進事業費について、川上委員の質疑を許します。

#### ○川上委員

予算書の221ページ、教育費、社会教育総務費、放課後子ども教室推進事業費についてお尋ねします。追加資料は66ページにいただいております。前年度比51万5千円増の427万2千円が予算計上されていますね。事業の概要をお尋ねします。

#### ○生涯学習課長

まず事業費の内訳でございますが、この放課後子ども教室推進事業運営費の補助金でございますけれども、この事業につきましては、1つの講座をやるのに指導者の方が1名、それから、子どもたちの安全確認をしていただく安全委員の方1名の2名でございます。1名の方1500円でございますので、予算書でいきましたら222ページの上から3行目でございますが。放課後子ども教室運営費補助金の内訳の説明をさせていただきますと、1人1500円掛ける2名掛ける58回の21校分の365万4千円と、あわせまして本年度も国の連携型補助事業をいただいておりますので、その分の1500円掛ける2名掛ける116回分の1校で34万8千円の合計400万2千円でございます。合わせまして消耗品費の18万1千円、燃料費6万9千円、修繕費2万円となり、合計といたしまして、221ページにあげております427万2千円でございます。

#### ○川上委員

この資料を見ますと、そろばん、習字、硬筆、英会話、パソコン、クッキングとか、わくわ

くするような内容で。学校の生徒が全員対象で、同時時間帯、児童クラブにおける子どもも利用できるというふうには聞いています。これ見ますとですね、利用状況についてふえたり減ったりするんですよね。ふえたり減ったりというところでどういう理由があるのかですね、お尋ねしたいと思います。

#### ○生涯学習課長

まず、この事業につきましては、毎週平日1回と土曜日の週2回実施しているところでございます。学校と同じように、1学期、2学期、3学期で、基本的には授業を行っているところでございますが、各小学校、今、資料にも載せておりますけれども、ここに放課後子ども教室推進事業運営委員会という委員会がございます。そこに毎回、学習プログラムの協議をさせていただきまして、今年度は、この事業をやろう、こういった子どもたちのニーズに合わせて、クッキングを入れていこうじゃないか、ものづくりをやっていこうじゃないかというふうにされておられます。その中で長期休暇がございますが、夏休み、冬休み、春休みがありますけれども、そこも運営委員会の中でその期間も利用して、授業をやってみようじゃないかというところがありまして、事業の25年度と26年度に、例えば、1つの小学校の例を挙げましたら、目尾小学校の、上から3番目ですが、25年度が、1541名から26年度、昨年でございますけれども、2016名。約500名ちょっと、400名以上ふえているところでございますが、この分につきましては、先ほど申し上げた、休日を活用したオーダーメイドといいますか、特別講座を開いたところでふえているところでございます。逆に、減っているところ、真ん中のところに穂波公民館ってありますが、その楽市、若菜、棕本等については、逆のパターンが出てきたということと、それから、子どもたちのニーズに合わせた毎回プログラムを工夫されてありますので、そのニーズが合わなかったり、人気があったプログラムでもたまたま指導者の方が健康上で行かれなくて開催できなかったというのが主な原因だと聞いております。

#### ○川上委員

非常によい取り組みだと思っておりますけれども、一番心配なのは、やっぱり事故、それからトラブル防止なんですよ。これについては、どういう工夫をされていますか。

#### ○生涯学習課長

この分につきましては、私ども独自の緊急通報マニュアルというのを作成しております。このマニュアルに基づいて指導者の方、それから安全管理の方それから担当される職員、それから学校とも協議をさせていただきながら、もし、事故が起こった場合については、このマニュアルに基づいて進めていきたいと思いますというふうにしていただいております。

#### ○川上委員

この取り組みですね、近隣の他都市、他市町村の場合はどのような取り組みをしていますか。

#### ○生涯学習課長

事業につきましては、文部科学省が推進している放課後子どもプランから出るところでございますが、先ほど委員の方から意見が出ております、県内での取り組みにつきましては、はっきりした数字は掴んでないということで聞いておりますけれども。福岡県につきましては、アンビシャス広場がございます、そこに放課後子ども教室を推進する課がございますので、そこでお尋ねいたしましたところ、14市町村でこの放課後教室を推進しているというふう聞いております。また、筑豊教育事務所管内では11市町村がございますが、その中の2市町、飯塚市と糸田町の2つの市町村でこの放課後子ども教室を実施しているというふう聞いております。

#### ○委員長

次に、222ページ、中学生海外研修事業費について、勝田委員の質疑を許します。

#### ○勝田委員

222ページ、社会教育総務費、中学生海外研修事業費についてお尋ねします。現在、中学



生海外研修地をアメリカのカリフォルニア州サニーベール市とし実施されていますが、これは平成25年度12月に飯塚市と友好都市協定を締結されたことと、治安等の関係で行っておられると思います。そこで、この事業の目的と研修内容についてお尋ねいたします。

○生涯学習課長

この事業につきましては、人材育成事業の一環として実施しているものでございます。中学生が海外でのホームステイや異文化交流を通して、外国の生活、習慣、文化、考え方の違い等を実際に体験することにより、将来のグローバル社会に対応できるような、世界に通用する国際的な視野をもって活躍できる人材の育成を目的としているところでございます。また、研修内容につきましては、ホームステイを主体とし、現地学校への登校による学生との国際交流や異文化交流を行っております。さらに、研修後の事後活動につきましては、地域でのボランティア活動、例えば今年度でいきましたら、1月の成人式のお手伝い等をしているところでございますが、本年度、第19回ボランティアスピリット賞がございまして、この活動しておりますユリシスという団体がございまして、そこが昨年11月4日に熊本市で第19回ボランティアスピリット賞を受賞しておるところでございます。

○勝田委員

では、この研修に係る経費とございますか、それはどうなってますか。

○生涯学習課長

研修に係る経費でございますが、先ほども委員の方からお話がありましたけれども、サニーベール市近郊の9日間の計画でしております。燃料のサーチャージャー料等の条件はございますが、本年度は、一人当たり約38万7千円ほどの費用がかかるところでございますが、生徒20名で総額774万9千円でございます。このうち、本市につきましては、38万7千円の30%以内としておりますので、個人負担につきましては、約11万6千円の負担となり、総額232万4千円程度でございます。この個人負担額につきましては、直接旅行会社に支払うこととしておりますので、予算書の774万9千円から、個人の負担232万4千円を差し引いた542万4千円と随行員の4人分の旅行費、199万4千円を足したところが予算書にあります、222ページの真ん中くらいのところでございますが、債務負担に上げさせております741万9千円でございます。その他に事前研修、事後研修費の事務費等合わせまして46万3千円ほどございますが、合計で788万2千円を予算として計上させていただいているところでございます。

○勝田委員

次にですね、平成27年度にこの事業に参加した中学生の内訳はどうなってますか。もしわかれば、学校別でお示してください。

○生涯学習課長

27年度の分を一つの例として上げさせていただきましたら、27年度分につきましては、対象中学校は公立中学校であります10中学校と、日新館中学校、それから、本年度より開校いたしました嘉穂高校附属中学校を足しました、12中学校に募集をいたしております。そのうち、本年度は、嘉穂高等学校附属中学校以外の11校から36名の募集をいただいております。最終的には、10中学校からの20名になっているところでございます。この、10中学校の中の今回該当しなかった中学校につきましては、飯塚第2中学校でございます。

○勝田委員

平成28年度ですね、募集人員と選考方法についてはどうされる予定でしょうか。

○生涯学習課長

28年度につきましても、27年度と同様でございますけれども、4月の下旬に募集をかけまして、定員につきましては20名でございます。選考方法につきましては、作文と英語筆記による試験、および日本語と英語による面接を予定しているところでございます。

○勝田委員

基本的に選考方法として、今答弁された、作文、英語の筆記試験及び日本語と英語の面接の一応、3種類で行い、最終決定として選考の結果、上位20名を選考して実施するというものでいいですね。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○勝田委員

その際にですね、学力は十分にある、参加する意欲も持ち合わせているが、経済的に余裕がないため選考試験すら参加できない生徒が存在していると私は思うわけですね。そういった生徒たちの救済対策等については、どうお考えでしょうか。

○生涯学習課長

この中学生海外研修事業につきましては、飯塚市の明日を担う人材育成として推進している事業でありますことから、希望制といたしております。類事業においても、負担金は徴収しているところから、一定の受益者負担は必要ではないかと考えているところでございます。

○勝田委員

もしかしたら僕の勘違いかもしれないんですが、確か合併した当初ですね、平成18年にですね、生活保護を受けてある方がですね、確か1名参加したように記憶をしてるんですね。先ほどの選考結果で数字は言われなかったんですが、日新館中学校の生徒の合格率といたら、申し訳ないんですが、確か4名ぐらい参加していましたよね。つまり、5人に1人は日新館中学校の生徒が、要するにこの中に入っているんですね、20名の中に。確かに、日新館中学に行かれています方たちは経済的にもかなりゆとりがある、それから学力的にも上位の部分で学校に通学していると思うわけですね。そこで考えた時に、参加費の3分の1が個人負担で11万6千円と言われていますが、その他にですね、小遣いとか準備とか支度金等合わせますと、大方20万円近くの準備金がないとこれには参加できないという状況が生まれてきますよね。しかし、中にはですね、家庭的には恵まれていなくても学力的に優秀な生徒が多数、飯塚市内の各中学校にはいると思います。昨今、生活困窮者だとか、貧困世帯への配慮が求められている中、今のまま、事業継続とするならですね、参加できる生徒と参加できない生徒の間に、私は、新たな格差が生じるのではないかと心配しております。今後ですね、次の選考までとは言いませんので、やっぱり早い段階で何らかの対策をですね、関係各課と協議されて、こういった子どもたちが参加して、やはり将来、飯塚市を担う一社会人、市民としてですね、活躍できるような、そういう場を与えていただきたいということで強くお願いいたしますので、よろしく願いいたします。この質問終わります。

○委員長

次に、223ページ、文化振興費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

予算書223ページ、教育費、社会教育総務費、文化振興費についてお尋ねします。追加資料67ページに資料をもらっています。文化振興費379万1千円なんですね。この中で文化連盟事業費補助金があります。内訳をお尋ねします。

○文化課長

平成28年度飯塚市文化連盟補助金の159万9千円でございますが、その内訳の主なものとしたしましては、10月に5会場で開催されます文化祭の経費、これが125万4千円、全体の約8割を占めております。それとは別に、文化後援会地域文化復旧活動の活動経費となっております。

○川上委員

文化連盟、加入団体等が公民館を使う場合には使用料減免があると思いますが、その利用

状況はどうか。

○文化課長

今、委員が申されましたように、文化団体が活動をする時におきましては、コスモスコモン、公民館等の公の施設の減免制度を行い、活動促進を行っております。ただ、具体的な数字につきましては通常公共性が高く、行政と共催の場合は10割減免、通常の文化活動については5割減免という形でやっております。件数につきましては、公民館及び公の施設等々がございまして、それぞれの所管課で把握をしておりますので、すみません、全体的な数字は把握はしていません。

○川上委員

市の後援を受けると10割減免になるという感じですか。

○文化課長

通常の文化活動としましては、5割減免でございます。その中でも公共性が非常に高い、先ほど申しました文化祭と行政と共催等を行う場合が、10割減免ということになります。

○川上委員

後援を受けただけではないということですかね。それではですね、同じく計上されております文化審査会謝礼、これはどういう内容でしょうか。

○文化課長

この謝礼金につきましては、文化振興審議会の委員報酬でございます。現在、飯塚市マスタープランを策定するにあたりまして、28年度につきましては、審議会及び同専門部会合わせて5回の開催を予定しているところでございます。

○川上委員

今言われましたマスタープランとは何のことですか。

○文化課長

本市の文化振興を推進する上での指針ということで、平成27年度、28年度の2カ年で計画を策定しております。27年度におきましては、アンケート調査を実施しまして、審議会の審議をいただき、28年度におきましてパブリックコメントを実施し、現在策定中の市の総合計画との整合性を図りながら、28年度中に決定をすることとしております。

○川上委員

文化振興計画について一言だけ申し上げて質問を終わろうと思うんですけど、内容についてはですね、あまり目標を持たないということが大事かもしれない。市がサポートする量的な目標はいいと思うんですよね。内容についてね、踏み込んだ目標を持つと文化に行政の関わりが入りすぎるとですね、健全な文化の振興というわけにはいかなくなる危険性がありますから、それを述べておきたいと思います。質問終わります。

○委員長

続いて、その他の社会教育総務費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

223ページ、教育費、社会教育総務費、その他の社会教育総務費についてお尋ねします。総額で1484万6千円ということなんですけど。いくつか個別に聞きます。224ページに子ども祭り委託料が計上されていますが、これはどういった取り組みでしょうか。

○生涯学習課長

この子ども祭り委託料でございますが、各地区子ども会等の連携や親睦をはかり、更に将来性を担う子どもたちが災害の現実について見つめ直し、事業を通して被災者への支援や思いやりの心をはぐくむことや、地域子ども会等の連携や親睦を図ることを目的に、委託先といたしまして飯塚市子ども会指導者連絡協議会へ事業の委託をしておるところでございます。事業の内容でございますが、27年度から、コスモスコモン広場から商店街の活性化も併せまして、

商店街の空き店舗の前のスペースをお借りして商店街と連携した取り組みでさせてもらっております。主なものと致しましては、12地区公民館のバザーを出していただいたり、それからステージ発表をしたり、それから、チャリティーバザーというコーナー、それから体験広場、復興支援コーナー等設置致しまして、実施しておるところでございます。

○川上委員

これは、いつすると言われましたか。

○生涯学習課長

毎年4月の第3日曜日に実施をしているところでございます。

○川上委員

それでは、同じく224ページのPTA活動事業費補助金について内訳、それについては、金額の根拠についてもお尋ねをしたいと思います。

○生涯学習課長

PTA活動事業補助金でございますが、この分につきましては、小学校の児童、生徒の人数、28年度につきましては、見込みといたしまして、9965名の予定でございますので、それ掛ける75円で74万7375円でございますけれども、切り上げて74万8千円を計上させていただいているところでございます。この75円の根拠ということでございますが、この根拠につきましては、合併当時にさかのぼるところでございますけれども、PTAの補助金の算定につきましては、各小中学校PTAが負担金として納付していただいております県のPTA負担金50円、筑豊地区PTA負担金6円、市のPTA負担金19円を合わせました75円を根拠といたしまして、PTA活動事業費として補助金を交付してるところでございます。

○川上委員

大半は福岡県のPTAにいくというお金なんですね。それでは、婦人会の活動費補助金を同じようにお尋ねします。

○生涯学習課長

婦人会の活動補助金でございますが、まず婦人会につきましては、地域の社会文化の向上、社会福祉に努め、会員相互の教育を高め、家庭教育、青少年育成を目指すことを目標としているところでございます。合併当時は、穂波、筑穂、庄内とございましたけれども、現在は穂波、筑穂、穎田の3支部で活動をしていただいているところでございます。この補助金の根拠につきましては、婦人会数に100円を掛けた金額が一応、査定の基準とさせていただいているところでございます。

○川上委員

飯塚はどうなっていますか。

○生涯学習課長

これは合併当時のお話になるところでございますけれども、飯塚市も入れて婦人会の一本化を進めていただいた経緯がございますけれども、旧飯塚市につきましては、それぞれの地区公民館で活動を充実させていきたいという申し出があったようでございますので、この飯塚市の婦人会の組織には入っておられませんけれども、それぞれの地区公民館で、名前は婦人部とか女性部とか変わっておりますけれども、地区公民館で活動はしていただいているところでございます。

○川上委員

そうすると、その各公民館ごとの女性部とか、婦人部には補助金はないんですかね。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○川上委員

次のページに225ページの最初の行になりますけれども、ちくほ夏祭り実行委員会助成金

が79万9千円出ています。これは、いただいている予算資料との関係で見ますと、過疎債ということになっているようですけども、金額についてどのような判断になっておるのかですね、お尋ねしたいと思います。私自身は、各合併前から、あるいは合併の後ですね、こういう夏祭りだとか、産業祭もありますね、それから何10年と運動会を毎年やったり、2年に一遍やったりして、地域の交流、親睦を高めてですね、飯塚は1つとよく言うけども、あまり言わないですかね。飯塚は1つと、行政は言うんだけど、それぞれの伝統だとか、個性を持って一緒に頑張りましょうっていうふうにしたわけだから、その伝統とか、個性をないがしろにしたら1つの飯塚もできるわけないから、多様であることが、良い飯塚ができるということだと思います。その上では、この夏祭りとかね、今申し上げましたようなことは、ある日集まって、さっとできるわけないから、1年がかりで山笠のようにやる訳でしょう。そういう意味では、非常にコミュニケーション強めたり、それから防災とかそれから子育てとか、様々な面でまちづくりの基本の1つになるんじゃないかと思って、非常に重要だと思っております。それで、何聞くんですかね。補助金のことを聞きたかったわけですね、どうしてこういう額なんだろうと、もっと出したらどうなるんだろうという質問です。

#### ○生涯学習課長

補助金でございますが、平成21年度より、現在の補助金79万9千円でございます。この分につきましては、ちくほ夏祭り実行委員会にお渡ししている分でございます。実は、ちくほ夏祭り実行委員会は、地元の自治会それから、子ども会、婦人会いろんな組織でされてあるところでございます。今、委員が言われますように、少ないのではないかなということですが、確かに合併当時では、平成19年度の実績では、93万6千円の補助金を交付していたところでございますけれども、この分につきましては、地元のほうの企業や各団体からの共催金及び共催費等の協力を頂いたところもございましたので、今、この金額でさせていただいているところでございます。他に筑穂、旧筑穂町のことになりますけれども、合併前は確かに町民運動会も開催されたと聞き及んでいるところでございますけれども、合併に合わせまして、組織の再編等もございまして、現在のところ事業実施が困難となり、町民広場、町民体育祭につきましては、今凍結をしているところでございます。しかしながら、現在ではそれに代わる新しい試みといたしましては、いろんな事業も展開しているところでございます。

#### ○川上委員

資源回収奨励助成金、単価を3円下げたりとかね、そういうのはかなり強いメッセージになるんですよ。政策的にいうと。国がなんだか3万円ばらまこうとか言っているんですけど、この79万円、企業とかで募金を集めているから93万円は確保できているかなという答弁でしたけども、やはり市がこの部位にはこういったことを大事にしているよというメッセージを發するというのは、お金はもちろん多いほうがいいでしょうけども、減らさないというのはね、意義のあるお金になると思います、それが10万でも、20万でもね。私の意見を述べて、この質問は終わります。

#### ○委員長

次に、225ページ、公民館施設管理費について、川上委員の質疑を許します。

#### ○川上委員

予算書225ページ、教育費、公民館費、公民館施設管理費についてお尋ねします。公民館業務支援委託料2584万4千円、どこに委託するのか、金額はどのように決めているのか、お尋ねします。

#### ○生涯学習課長

今の委員が質問されてあります227ページの公民館運営費の中の公民館業務支援委託料のことでよろしいでしょうか。

#### ○委員長

225ページはもういいですか。戻りますか。質問をやり直してください。

○川上委員

大変失礼いたしました。予算書のですね、225ページ、公民館施設管理費についてお尋ねします。コミュニティセンターですね、施設管理委託料が3005万5千円出ているわけですね。これについて委託先は承知しておりますけど、この金額についてお尋ねします。

○生涯学習課長

この委託の金額の内訳でございますけれども、コミュニティセンターの清掃委託を含めたところの27件の委託でございます。その合計が、そこにあげさせていただいております金額、3005万5千円になるところでございます。

○川上委員

コミュニティセンターは図書館があり、好評なんですけれども、利用状況はいかがでしょうか。

○生涯学習課長

公民館サークル団体等の活動利用や各種団体が利用しておられますけれども、平成25年度の利用件数は3106件で、利用者数は8万6667名でございます。平成26年度につきましては、利用件数は3545件で、利用者数につきましては7万3419名でございます。ちなみに平成27年度でございますが、1月現在の利用件数につきましては、2643件で、利用者数は6万178名となっております。

○川上委員

コミュニティセンター、中央公民館、どちらが本当ですか。

○生涯学習課長

コミュニティセンター、これ通称ですが、ここには図書館とそれからサンクスとありますので、複合施設でございますので、それと合わせてコミュニティセンターと建物上言っておりますが、中に1階におる分については中央公民館でございます。

○川上委員

公民館は法で規定された位置づけがあつて、その事業が必要ですよね。それで私もコミセン、コミセンとか言つてですね、ハッと気がついてみたら、あそこ借りようとか、場所を借りるところだけ、というようなふうになってしまう時があるからですね、公民館の法の位置付けを読むとですね、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とされています。それで、公民館が、この法の大事な趣旨に沿つてですね、活動が発展するように期待します。この質問終わります。

○委員長

次に、227ページ、公民館運営費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

これ、さっきのですね、227ページの公民館運営費のうち、公民館業務支援委託料について委託先とか金額についてお尋ねします。

○生涯学習課長

公民館業務支援委託料の内訳でございますが、中央公民館を含む13公民館への公民館業務の職員の派遣業務を委託先であります公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団に委託をしているところでございます。内容等につきましては、貸館業務の事務職員の雇用の分でございます。

○委員長

次に、230ページ、発掘調査事業費について川上議員の質疑を許します。

○川上委員

230ページ、追加資料67ページですね、発掘調査事業費についてお尋ねします。予算額

との関わりで、今年度の計画をお尋ねします。

○文化課長

発掘事業にかかわる28年度における内訳でございますが、発掘が2カ所、試掘につきましては、60件程度、これは内容によりますので、60件程度でということをお願いいたします。それと受託事業につきましては、28年度には、発掘調査は行いませんが、27年度に調査を行いました遺跡の整理、報告書の作成を実施することとしております。

○川上委員

次はですね、230ページ。同じく、追加資料67ページの歴史資料館管理運営費についてお尋ねします。

○委員長

230ページの発掘調査事業費はいいですね。

○川上委員

終わりました。

○委員長

では、次に、歴史資料館管理運営費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の230ページですね、教育費、文化財保護費、歴史資料館管理運営費についてですね。歴史資料館の28年度の企画の予定をお尋ねしたいと思います。

○文化課長

失礼いたしました歴史資料館の、28年度企画の内容でございますが、28年度では、まず、5月5月人形、そして、2つ目が戦争と暮らし展、3つ目が、来年度が開館35周年記念事業ということになりますので、写真で見る飯塚展、そして、毎年行っていますひな人形展を予定しておるところでございます。

○川上委員

35周年というのは、その28ですか、29ですか。

○文化課長

28年度でございます。昭和56年11月が会館となっております。

○川上委員

来場者の推移、ここ3年分を出していただけてますけれども、これはどういうふうにみられますか。この26年だけが特別に多いのかですね、それとも27年が伸び損なったのかですね。どういった感じですか。

○文化課長

歴史資料館の来館者数につきましては、先ほど申しました会館以来、おおむね1万5千人前後で推移しているところでございます。資料の26年度につきましては、1万8911名ということで、これは公の施設で、伊藤伝右衛門邸で、ここがテレビ等の影響で、非常に来館者が、多かったというその相乗効果でございます。27年度につきましては、2月末現在ということで、あと1カ月分ございますので、27年度もおおむね入館者は多いという予想をしています。

○川上委員

えっと、どういうふうに言うのかな。「あさが来た」の関係で、観光協会がその潤野炭鉱のことなどについて紹介をしてるようですね。それで、観光協会も頑張っていると思うんだけど、そのなんていうのかな、歴史考証というか、正確な歴史事実を書いているかについては、どこがアドバイスをしているのか。それは、ここで聞いて大丈夫ですか。

○委員長

難しかろうな。休憩しますか。

暫時休憩いたします。

休憩 14:41

再開 14:42

委員会を再開いたします。

○川上委員

この際ですね、67ページの上段にですね、文化振興予算のスケールがどのくらいかというのをですね、見るために類似都市比較を出していただいています。農林のほうでもいい、教育でもいい、文化でもいいわけですがけれども、やはり構成比が低いということがですね、金額そのものもありますけれども、残念だなと思うんですよね。それでこれは、まとめられたわけですが、どのようにこれをみられているか、お尋ねをします。

○文化課長

文化振興予算の類似都市との比較でございますが、必ずしも飯塚市が低いという認識はございません。ただ各自治体におきましてはですね、予算の中で、工夫、効果的な事業を推進をされているというふうに認識しておりますので、先進的な部分につきましては、飯塚市につきましても、導入検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

ときどき田川には美術館があるよと、直方にもあるよと言われて、うちにもあるよと言いたいくらいなんですけれど、なんでも箱ものをつくればいいというわけではないけど、実力でいきましょう。それにしても、文化予算はやっぱり増やしていくという方向で考えたほうが基本的にいいのではないかと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、239ページ、返済利子及び返済元金について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

委員長すいません、お願いなんですけど、239ページの公債費と歳入の分の50ページの市債の分なんですけど、質問内容がほぼ同じような形なので、50ページのほうは取り下げさせていただきます。よろしいですか。

○委員長

取り下げですか。はい、わかりました。

○兼本委員

239ページ、公債費、返済利息及び返済元金についてお尋ねします。借入利率の状況について、現在、どのようになっているか、お示してください。

○財政課長

地方債の借入利率の状況ということでございますが、現在、各種事業について、起債をいたしまして借り入れをいたしておりますが、平成27年度末時点での平成26年度までの状況について申し上げますと、借入先は主に財政融資資金、これは財務省でございます。それから、地方公共団体金融機構、もとの金融公庫になります。それから、市中金融機関などからで、件数及び残高につきましては、利息1%未満が137件で、235億2336万4千円。1%以上2%未満が270件で、243億8324万円。2%以上3%未満が68件で、35億2241万8千円。3%以上4%未満が12件で2億3656万7千円。4%以上が12件で、3億4423万4千円となっております。

○兼本委員

利子を圧縮するための繰上償還等についてはどのようにお考えでしょうか。

○財政課長

繰上償還につきましては、平成19年度から平成21年度にかけて、国が実施いたしました財政健全化による取り組みで、公的資金保証金免除繰上償還という制度がございます。この対象になった起債につきましては、繰上償還を実施いたしまして、保証金が免除をされてお



ります。それ以降の公的資金の繰上償還につきましては、未償還部分の利息相当分の保証金が発生することから、市としてはメリットが薄いということを考えております。ただ、市中の金融機関の借入分で、利息が高いものにつきましては、検討の余地があると考えております。

○兼本委員

そうですね、1%違うとかなりの金額が変わってくると思います。今本市の財政状況も厳しいものですので、ぜひ、利息が高いものについての検討をしていただきまして、今後、財政が若干よくなるような形の検討のほうをお願いいたします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。

○兼本委員

文化財保護費の旧伊藤伝衛門邸管理費について、お伺いしたいんですが、受付業務委託料が、平成28年が136万2千円増となっていますが、これはどのような理由から、このようになったのでしょうか。

○文化課長

この伊藤伝衛門邸の受付業務につきましては、先ほども申しましたが、非常に入館者数が増加した関係で、その部分につきまして人数を増やした関係で増加という形になっております。

○委員長

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

223ページ、社会教育総務費のなかで、全国大会等出場報奨事業費がございます。こちらについてお聞きいたしますが、予算額としては40万円組んでありまして、予算資料によりますと、文化部門各種全国大会等に出場する個人、団体というふうな形で、個人が5千円、団体で上限10万円となっております。これに関しては、スポーツの分は入らないのかどうか、お聞かせいただけますか。

○文化課長

今、委員ご指摘のとおり、ここの予算につきましては文化振興にかかわる補助金ということになります。

○江口委員

スポーツにかかる同様な予算というのはございますでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:50

再 開 14:50

委員会を再開いたします。

○健康・スポーツ課長

スポーツの部門につきましても、同じように助成金制度を持っております。

○江口委員

今のスポーツの部分とこの文化の部門をあわせてお聞きしたいんですが、委員長よろしいですか。

○委員長

いいですよ。

○江口委員

すいません、お聞きいたしますが、まずスポーツの部門はどういった形の構成になっているのか、お聞かせいただけますか。

○健康・スポーツ課長

全国大会に出場されます選手一人当たり5千円の金額を最大20人までで10万円を上限といたしまして、助成をするようにしております。

○江口委員

ということは、おおよそ文化とスポーツと同様な組み立てになっているかと思います。今年、オリンピック、パラリンピックイヤーでございます。この報奨金を考えると、この金額でいうと、あくまでおめでとうというお祝いのメッセージだけというふうな形のように見えるんですが、検討していただきたいのは、例えばこれが社会教育総務費ではなくて、中学校の部活でいくとかなれば、そちらのほうである程度、旅費等が出ているかもしれませんが、そういった形ではない形での出場等々があり得ると思います。全国大会に行ったときに、それがどのぐらい費用がかかるんだろうという、結構な金額がかかるケースが多々ございます。例えば、東京で大会があったと。そうすると、往復の旅費があつて、宿泊費がかかってくる。そうすると、そのような形のときに、お祝いとして5千円ということだけでいいのかどうなのか。大会の規模等についてもあるんだと思います。全国大会なので、ここら辺ぐらйдだよというのがあるかと思います。ただ、上をいくとオリンピック、パラリンピックイヤーでわかるように世界大会等々もあるわけです。そのようになったときに、お気持ちの5千円というのが先方さんにとって本当にありがたい形なのか。もうちょっと何とかならんでしょうかという話になるのかというのがあるかと思います。ぜひですね、その点に関しては、特に全国大会よりも上のクラスの大会に出場したときに、せめて少しは先方さんにとってもありがたいと、5千円だからありがたいとくはないと言いませんけれど、それが飯塚の市民が頑張っているんだと、ぜひ健闘を祈るということも含めて、励ましてあげられるような予算措置をしていただきたいと思っております。オリンピック、パラリンピックの選考は始まったばかりです。もしかすると、があるかもしれません。そういったことも考え合わせて、早急な予算措置ができるようであれば、お願いしたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、第10款教育費から第12款予備費までについて、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:55

再 開 15:15

委員会を再開いたします。

次に、歳入について質疑に入ります。15ページから51ページまでの質疑を一括をして許します。

はじめに、質疑通告をされております15ページ、固定資産税滞納者との連絡調整について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

15ページ、市税、固定資産税滞納者との連絡調整について質問させてください。固定資産税の純資産分の徴収率が98.2%という事で、徴収率が非常に高いということで頑張っているんだなというふうに思っております。ただ、滞納繰越分が11.2%ということで、この滞納者の徴収率というのはかなり苦戦されているのかなというふうに思っております。なぜ苦戦しているのかなということを考えた時に、所有者不明不動産の存在があるのではないかとというふうに考えます。そういった滞納納税義務者と連絡がとれない場合というのはどうなるのかお答えください。

○税務課長

固定資産税の滞納者で連絡が取れない納税者は、大きく2つに分かれております。1つは、納税義務者が死亡者で相続人、代理納付する方がわからない場合。もう1つは、納税義務者の居住地が不明の場合でございます。

○兼本委員

そのような連絡の取れない納税者というのは、どのくらいいるのかおわかりでしょうか。

○税務課長

平成27年度で申しますと、27年度の固定資産の納税義務者数が個人、法人あわせて約5万4千件ほどあります。固定資産税の納期が4期でございますので、4期で督促状を発送した件数が約2万件、そのうち宛先等不明で、督促状が戻ってきた件数が775件ございます。その中で調査等により送付先が判明した件数が470件ほどございまして、最終的に不明となった、宛先が不明のままわからないというような件数が約300件ほどございます。

○兼本委員

300件ですね。今答弁いただきました中で、納税義務者が死亡者で相続人、代理納付者がわからないというところでのちょっと質問なんですけれども、本市に居住されていて亡くなった方っていうのは、住民票等々で判明するというふうに思います。問題は、自治体外の在住者の死亡の把握というのは、どのような形で行われていますか。

○税務課長

本市に居住されている方についてはわかるんですけど、居住されていない納税義務者の死亡についての情報は、相続人等からの相続人代表者届出等がない限りは把握できません。現状としましては、納税通知書や督促状が何度も戻ってくる状態となり、滞納となってから他の自治体への実態調査を行い、判明した戸籍地に戸籍の調査を行い、相続人の調査を行っているのが現状でございます。

○兼本委員

そういった理由があって、やはり滞納分の徴収というのが厳しいという状況なんですかね。そうすると、今マイナンバー制度ができて、このマイナンバー制度による情報把握というのは、今後できるようなかたちになるのでしょうか。

○税務課長

原則として、不動産登記における権利者に土地・家屋の固定資産税を課税しておりますが、今のところ不動産登記には、個人番号の記載が不要なためマイナンバー制度での情報把握についてはあまり期待できないのではないかと感じております。

○兼本委員

そうすると、相続登記をしてもらうというかたちが、1番の所有者が判明するという事ですね。これからの時代、この所有者不明不動産というのが固定資産税のその徴収の中でも大きな問題になるのではないかとというふうに思うんですけれども、今ありました相続登記というのが、所有者を確定させるための1つの手続ではあるとは思いますが、この登記は当事者の申請によるもので、これ義務ではないんですね。相続人がその登記をするかどうかといったときには費用対効果を考えてされる方も多数いらっしゃると思います。そういった状況がこれからも続くのではないかと感じますが、そういった中でこういったことが考えられますか。

○税務課長

相続の登記につきましては、今言われましたとおり相続関係図などの煩雑な文書作成が必要であり、費用もかかることから相続をしてないケースが多いという現状がございます。本市在住死亡者の家族の方には相続人代表者届出書を送付しております。届け出がない場合は、再度提出依頼をしておりますが、届出に至っていないというケースもございます。質問委員が今言われますように、今後とも相続登記をされないケースとか、相続を放棄されるようなケースはふえてくるのではないかなというふうに感じております。

#### ○兼本委員

今答弁いただきまして、私思うんですけども、やはり所有者が不明になる不動産の発生の未然の防止というのが、1つ大切なのかなと考えます。やはり不動産の所有者であるとか相続人の方、その権利を承継される方にも登記の重要性っていうのを認識してもらわないと防止にはならないのかなど。それから、そのために関係部署が連携して啓蒙活動等を取り組んでいかないといけないのかなというふうに思ってます。それから登記をするというと司法書士であるとか土地家屋調査士であるとか、そういった業種にも、なんで市としては相続登記をしなくちゃいけないのか、してもらわないといけないのかという事をもっと理解してもらおうような活動をしてもらわないといけないのかなと思います。たぶん相続登記をする時に、結局相続人とのいろんな話の中でするしないというのは決まってくることってあると思うんですね。先ほど言われたように費用の問題であるとか、今ここでしなくちゃいけないのかとか、というようなその家庭、家庭によって違ってくると思います。ただ今、税務課としてはして欲しいと、じゃあ何でしないといけないのかといったことは、ぜひ話をして、そういった関係あるところにですね、いろいろと相続登記をしてもらおうような活動っていうのに取り組んでいただきたいと思うんですけど、今現在そういったことはされてありますか。

#### ○税務課長

税務課としましては、適正な課税や滞納の防止のため相続人代表者届を発送する際に、同封する書類に所有権移転についてのお願いを記載した文書を送っております。ただ今質問委員が言われましたように、そういう文書を送ると亡くなってからすぐにそういう相続の話を持ってくるかというような苦情も多々あるのが現状でございます。そういうこともありますけど、今後は、市外在住者を含め、納税通知書送付時にも同様の書類を入れて相続を促していくような啓発をしていきたいというふうに考えております。またあわせて、登記の重要性も認識してもらおう啓蒙活動に関しましても、関係部署とか関係機関、そういうお仕事をされてる方との連携も含めて、取り組みも必要であるというふうに考えております。

#### ○兼本委員

今、課長のご答弁の中で、相続関係説明函等、手間もかかってくるというようなお話でした。本市の中でもやはり、情報は共有できると思いますので、ぜひ、情報の共有化で所有者が確定をできるような手段を講じてもらいたいと思います。以上で終わります。

#### ○委員長

次に、20ページ、保育行政関連について、川上委員の質疑を許します。

#### ○川上委員

予算書の20ページ、公立保育所保護者負担金、私立保育所保護者負担金に関わって、保育行政に歳出にも及んで質問したいと思います。子どもの貧困の問題については、先ほども申し上げました。各分野の課題があるわけですけども、保育行政はその中でも中心部分の1つだと思います。追加資料は1ページに出していただいています。私は、代表質問で保育料の負担軽減を、保護者の負担軽減を行うべきではないかという質問を行い、それに対しては、既に国の徴収基準額の約20%軽減しているという他はですね、近隣市町村の動向も踏まえながら、バランスのとれた制度運営を心がけて参りますということで、門前払いという答弁なんですね、そこでですね、今の、これは総額に表れているんですけども、保育料の現状について、子どもの貧困が顕然されている中で、保育料がどのように、若い子育て世代に重くのしかかっているか、それについてどう思っているかについてですね、お尋ねをします。

#### ○子育て支援課長

現在飯塚市では、委員ご指摘のとおり、20%の軽減をやっております。ただ、このうち国の徴収基準額の限度額に近いほうの水準で言いますと、国のほうでは、例えば3歳未満児のご収入のある世帯については、10万円前後の保育料を設定しているわけですが、飯塚

市は最高限度額を現在、5万7500円まで下げております。トータルといたしましては、全体として20%ではございますけども、保護者の方々の負担という点では、確かにまだ検討しなければならない部分もあろうかと思いますが、精いっぱいの軽減措置をとっているものというふうに考えております。

○川上委員

例を上げられて、大変だと思うという答弁ですね。精一杯というふうに言われました。子育て世帯の苦しみはわかるということなんでしょうけども、精一杯、何が精一杯なのかということなんですけれども、実は、一応ですね、保育料、仮にですよ、全額市が出すと全体でどれぐらいかかるか、検討がつかますか。

○子育て支援課長

保育料を全部無償化するということであれば、あのこの今回作成いたしました資料の調定額、28年度の予算で言いますと約7億8千万円ほどということになります。

○川上委員

ちょっと失礼な質問をしたかもしれません。発想をですね、転換する。7億8千万程度あれば、保育料無料で行けるとということなんですよね。次は、じゃその半分にするならばという話になるわけです。4分の1にすれば、2億円ということになる。今の飯塚市がそのさまさまに苦勞してですよ、2億円のお金を毎年、出せないのかというと、お金のことだけだったら可能かもしれないいな、とも思います。で、4分の1にしないといけないかという問題もあるんですよ、押しなべて。だから、その言いたい事は、お金はあるって言いたいわけですね、幾ら下げると決めてないんですか。で、そうするとね、この制度の問題があると思うんですよ、飯塚市がその保育料を引き下げるとバランス感覚で他の市町村から、何か困るということで、抑制力が働くような何かルールがありますか。

○子育て支援課長

もちろん、他市町村との均衡も考えなくてはなりませんけども、他市町村との間でのルールと言ったものはないと、いうふうに理解してます。ただ申し添えますと、現在は、新制度におきましては、幼稚園1号の利用者負担との兼ね合いもございます。まだ新制度に移行していない幼稚園というのも多数ございまして、飯塚市では、こういった移行していない幼稚園との均衡も図りながら両者負担金を設定しておりますので、そういった部分でのバランスも考えなくてはならないのではないかと、こういうふうには考えております。

○川上委員

それわかりました。そしたらですね、あと福岡県、および国との関係でその飯塚市が、その保育料その引き下げるとですよ、子どもの医療費助成みたいになんかペナルティを加えてくるとかね、そういうなことが考えられますか。

○子育て支援課長

そういうことは、ないというふうに理解しております。

○川上委員

そしたら、幼稚園との関係が若干残ると、あとお金のことでしょう。だからこれは、やっでできないことはない。政策的な意味合いをよく検討してですね、他の子どもの施策のこともあるでしょうから、ぜひ検討してもらいたいと思います。それからですね、昨日、入所待機児童、実質の入所待機児童のことが議論になりましたけれども、今朝の西日本新聞見られたでしょ。保育園落ちた、私も。この見出しの意味わかるでしょう。そして、九州の母親から悲痛な声と、書いてますけども。実は新聞赤旗もですね。昨日質問したんですけども、今は、緊急事態だという認識非常事態と認識を持つべきだという提案しています。4月に退職者、ださないようにね、働けないという事で退職します。あるいは、内定している人に間に合わないで働けないとか、というような事がないように3つの提案してるんですよ。市区町村が緊急に保

育園を確保すると、実施すると。それから2つ目が、国がその市町村へ緊急の支援を行えと、それから、3つ目が、その辺のことを理由にした、解雇だとか雇え止めをやめてもらいたいという申し出を行えとか、いうふうなことを提案しているんですけど、その私が今日特にお尋ねしたいのは、その昨年3月策定の子ども・子育て事業計画ありますね、これを見ていると、昨日の答弁がですね、噛み合わないなという感じなんです。子ども・子育て事業計画では、昨年3月につくったばかりですけども、特に3歳未満児について、27年は頑張るけども入れない子がいるでしょうと。これは正規の待機、正規のっておかしいけども、国が言ってきた待機児童の規定によるマイナスだと思うんですよ、マイナスというか、これ以外に認定後未利用という形の数字は別にあるんですよ。そういう意味で、国が言ってる待機児童の人数が23ページにありますね。0歳児が32人、それから1、2歳児が35人で、合わせて67人は、27年、国が言う定義での待機児童が残るでしょうと。しかし、28年になってくるといろいろ整備をしますんで。0歳児が15人、1、2歳児は解消すると。29年になるとですね、全面解消と。国が規定する数字だと思うんですけども。で、これとの関係で、1年もう経つんだけど、そして、28年初頭を迎えるんだけど、現状はこれを計画との関係では、どこにいるのかですね、どこにいて、思われているか、お尋ねします。

#### ○子育て支援課長

27年度末の未利用者の人数でいいますと、116名でございます。これは、28年3月1日での受給認定を受けながら教育保育施設を利用されていない人数ということでございます。ただ、これにつきましては、いわゆる私的理由という括りでおりますので、何名かの方々は、園を選ばなければ入れるということが考えられますので。とは言いながら、おそらく100名を超える方々が現実の、事実上の待機児童という認識でおりますので、この計画の数字から言いますと、この計画を上回る待機児童がいるというふうな認識でおります。

#### ○川上委員

保育所というのは、児童福祉法の第7条で児童福祉施設と位置づけられて、第39条で、保育所機能目的について規定がありますね。保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭における十分な保育、十分に保育できない児童を家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設であると、同時に通所する児童の心身の健全な発達を図る役割もあるよと。ですから、選ばなければいけませんと。選んだから、困りましたねと、行政は精一杯やっていますと、言うので済むような話じゃないんですよ。法の精神から言って。大体安部首相に言わないといけないんですけど。ですから、飯塚市としては、安倍首相が保健所と保育所をよくわからないという答弁をするぐらいですから、待っておられない。だから飯塚市は、この法の精神、大事な精神なので、国に遠慮する必要なくって、直ちに具体的措置をとるべきではないかと思うんですよ。現在、116名で4月からでもこのままいけば60数名と言われますでしょう。60数名の方が働けない、あるいは職を失うかもしれないという角度でものを考えていく必要があると思います。それで、子どもの健全な発達、成長というものもありますけども、そこで、この今の瞬間ですね、保育士を確保すれば、その116人、あるいは予想される60数名の子どもたちは、きちんと保育所に預かることができるのか、保育士だけの問題なのか、お尋ねします。

#### ○子育て支援課長

この事業計画と申しますのは、利用定員ベースで策定したものでございます。したがって、保育士が確保されて入れるかということになりますと、計画上の話としましては、やはり施設整備を伴わなければ、受け入れは困難というには考えております。

#### ○川上委員

代表質問への答弁ではですね、3歳未満のことを特に言っているんですけども、分園とか書いてますよね。こういう工夫すれば、施設的には対応可能ということを行っていると思うん

だけど、最大のネックはやっぱり保育士ではないんですか。お尋ねします。

○子育て支援課長

当面する課題といたしましては、やはり保育士の確保が当面する課題というふうに考えております。

○川上委員

そこで本市は、臨時保育士を募集したでしょう。どういう募集の仕方をして何人確保できたのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

任期付ということではなくて、臨時保育士ということでお答えさせていただきますが、  
(発言する者あり)

任期付のことですか。任期付につきましては、12名の人員が確保される見込みでございます。

○川上委員

任期付というのは、任期付だけど、正職ということですね。失礼しました。それで、何人募集したんですか。

○子育て支援課長

募集いたしましたのは、11名程度をということで募集をさせていただいております。

○川上委員

11名程度、12人確保ということなんだけど、なぜ11人という募集をしたんですか。これによって、どういう効果を期待したわけですか。

○子育て支援課長

基本的には、担任を持たせられる数を確保したいということで11名程度という数字になっております。

○川上委員

正規と非正規が大逆転状態にあって、どうかという、このことを解消するということなんですね。その方たちの人件費も予算書に入ってるんでしょうけど、その11人が担任であろうと、入ればこの待機児童の未利用児童と言いましょうか、かえって混乱するかもしれないけど。この未利用児童の解消にどの程度つながるとかいう判断ではなかったんですか。11人というのは。

○子育て支援課長

今回の任期付に関しましては、公立施設、子ども園3園と保育所5園ですね。この公立の運営の適正化を図るために、確保させていただいたものでございますので、これが待機児童の解消に全部つながるかといいますと、そういう視点での募集ということではございません。

○川上委員

非正規の方に担任という、命にかかわることだから、重たいことをさせるわけにはいかないと。緊急避難的に11人確保して、しかも任期付の正職を確保して、急場をしのごうということで、未利用児童の解消とか思いも寄らないということですか、部長。

○委員長

質問者に言いますけど、そういう説明はされてないようにありますんで。ただ、待機児童の対象ということに対しては、それを目的にしたわけではございませんよということだけだから、そこまで極端な質問の仕方は控えられたほうがいいと思います。質問の仕方とそのあたりを考えて、質問していただだけませんか。

○川上委員

明らかなんですよ、今の答弁で。急場しのぎはしたと。しかし、そのころ、12月から3けた超えていたわけでしょう。減る気配はないわけ。これをどう解決するかという発想で、保育

士のことを考えたのに、未利用児童の解消とか、全然考えていない。しかし、12人ふえるわけでしょう。そうすると、その効果というのはあるはずですよ。どのくらい、解消できそうなんですか、116人のうち。

○子育て支援課長

この12人でもって、待機児童の解消ということには直接はつながらないというふうに理解しております。ただ、公立の保育所としての役割を果たせるような形にはなるだろうというふうには思っております。

○川上委員

予算にも計上しているわけでしょう。それで、待機児童を、未利用児童の問題を解消する上では、保育士が必要と言っているわけでしょう。実際に確保したわけでしょう。12人、4月以降。何人未利用児童の問題が解決するかわからないというのはどういうことですか。まさかと思うけれども、正職を12人入れるから、臨時を12人切ろうとかいうことはないでしょうね。臨時保育士を減らそうとか思ってないでしょう。

○子育て支援課長

臨時保育士を一人でも多く確保したいというふうに考えております。実際、12人の内訳でいいますと、そのうちの8名が臨時職員から試験を受けて、任期付の職員に採用されたわけでございます。したがって、新たに確保できたというのは、今まで勤務していなかった保育士としては4名ということでございます。正職員に倍する数の臨時職員が必要でございます、

○委員長

課長、質問者が言ってるのと、あなたが答弁書しているのと、ちょっと違うから。ちょっとどなたが答弁する。

暫時休憩いたします。

休 憩 15:51

再 開 15:53

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

今回の任期付職員の採用につきましては、直接、未利用者対策ということではございませんで、公立保育所の適正な運営を担保するといえますか、図るために採用したものでございます。

○川上委員

実質は4人、ふやただけということになりますね。しかし、実質4人ふえるんだから、効果としては、未利用児童の問題解消に少しでもつながるはずなんですよ。しかし、それについて関心がないから、まともな答弁がないでしょう。だから最初の話なんですよ。この認定後未利用児童の問題を自己責任の世界として、とらえていないのかということなんですよ。皆さんが。確かにこちらまで来るのは大変でしょうけど、いけんこともないでしょうとわがまま言ってもらっても市も大変なんだというレベルの認識に落ちてないかということなんです。保育行政とはそういうものではないと。国の法の精神からいっても。現実には、十分な保育が受けられない子どものためにもととの措置なんだから、きちんと保育所で預かれるようにするというのが仕事ですよ。116人もじっと指をくわえて見ている状態ですよ、今は。これを解決するのに、どうしたいのかというのはきのうからずっと問われてるんだけど、お金の問題ですか。市がお金を出せば、保育士を確保する上で、市がお金を用意すればできるんですか。民間にも保育士がいるわけでしょう。本市がお金を出すといっても、民間にどうするんですか。そのところを研究されましたか。

○こども・健康部長

先ほどから担当課長が答弁を申し上げておりますのは、あくまでも公立保育所の適正運営というふうなことでの取り組みを、まずはご説明を申し上げたところでございます。、私立の保



育連盟からは、実は要望も出ておりますが、そういうことを挟みまして、今日も引き続き、私立連盟の役員の方々、あるいは各法人の役員の方々とも協議を重ねておるところでございます。いろいろな角度から検討しておりますので、できるだけ早くに、その方向性を見出したいと、十分に考えているところでございます。

○川上委員

やる気のない答弁を繰り返しているんだけど、そのやる気のなさをもう少し聞いてみましょう。あなた方は今度飯塚子育て支援センターを廃止しますね。これは担当常任委員会があるわけですけども、予算が上がっているから。それで、先ほど言った昨年3月に策定したばかり、市民の皆さんは5月ごろを手にしたばかりの子ども・子育て事業計画の初年度なんですね。この子育て支援センターはどういうふうに位置付けていたか。もともとどういう役割を果たすべきかについても、説明してください。

○子育て支援課長

子育て支援センターにつきましては、事業計画で申しますと、地域子育て支援拠点事業とこういうことでございますが、親子が交流するための事業を実施いたしまして、子育てを応援したり、育児不安や子育てのさまざまな相談を受けながら子育て支援を行う事業でございます。

○川上委員

それを先ほどの事業計画ではどのように位置付けていたか、具体的な見解で。5カ年計画でしよう。お尋ねします。

○子育て支援課長

飯塚市では、地域子育て支援拠点事業を、提供区域を5ブロックに市内に分けて、それぞれ飯塚ブロック、穂波ブロック、筑穂ブロック、それから庄内ブロック、颯田ブロックとこの5地域にそれぞれ1カ所支援センター事業を実施するというような計画になっております。

○川上委員

もう少し詳しく説明できるでしょう。街なか子育てひろばのことを含めて。

○子育て支援課長

事業計画の中では、飯塚ブロックを中核的な施設と位置づけまして、街なか子育てひろばということに、位置付けております。

○川上委員

この計画書、みんな持っているでしょ。もともとは5つの旧自治体に、必ず1つは支援センターを置くよということでしたでしょ。そして、この事業計画では、街なか子育てひろばが出てきました。穂波は既に廃止しています。だから飯塚、穂波がなくて、筑穂、庄内、颯田、これ街なか子育てひろばを飯塚に作りました。どうするんですか。街なか子育てひろばを飯塚にして、枝国、穂波がないから菰田の支援センターを移転するにあたり、穂波のものとして位置づけるということを書いているんじゃないですか。違いますか。

○子育て支援課長

計画の中では平成28年度を目途に穂波ブロックへ飯塚子育て支援センターを移設する予定というふうにしてしております。

○川上委員

今度あなた方条例出してるじゃないですか。穂波の支援センターになる予定の旧菰田の事業計画を作って初年度に、いくらコンサルタントがつくったといえね、酷すぎるじゃないですか。

○委員長

川上委員にご忠告します。総括のほうに入っていくような質問の状況になっておりますので、そのあたりを理解して質問されてください。そこまでの質問の項目ではございませんので。

(発言する者あり)

あなたはそうやろうけど。ルールとしては、そういうルールじゃございませんので。

○川上委員

それでね、あとは手短かにしますけどね。支援センターの重要性について市のほうがわかっていないんじゃないですか。知ろうと思えば、どれだけ重要か知ることできるでしょう。短い間でしたがお世話になりました。支援センターの場所を電話で訪ねながら初めて行った日が懐かしいです。菰田ではいつもは明るく優しい笑顔で先生方が迎えてくださり、細かい悩みや不安な事、いろいろ耳を傾けてくださり、アドバイスしていただき、本当に助けていただきました。初めての子育てで1人では息詰まることや落ち込むことも多かったのですが、菰田へ行けば、実家へ帰ったような安心感。優しく明るい雰囲気。菰田の支援センターの先生方には、本当に救われました。また、福岡でも子育て頑張りますと書いてますね。先生方にも体に気をつけて、きらきら笑顔の先生方でいてください。本当にお世話になりました。ありがとうございました。こういう手紙が寄せられる、そういう仕事をしているわけですよ。丸ごと廃止しようというのがあなた方なんですよ。ですから、お金があっても保育料は引き下げない。障がいは何もないんですよ。答弁あったでしょ。それから、保育士を確保するについてもね、大問題の緊急事態のね、保育所に入れない子どもたちの問題解決する。12人も新規保育、任期付き正職を確保したのね、1人も解決しようとする意識がないわけですよ。そして、おまけに3つ目にはね、自分たちがコンサルタントに相談してつくった、つくったばかりですよ、子ども・子育て支援事業計画。自分で踏みにじってるじゃないですか。

○委員長

川上委員。歳入の分でやってますんで、ある程度そのあたりで・・・。

○川上委員

締めくくりますけどね。だから、保育料引き下げについても、待機児童解消の問題についても、支援センターの問題についてもね、やる気そのものが問われていると思います。財政だとかね、何とかって問題じゃないですよ。担当、やっぱり市長でしょうね。ここがやる気出せばね、お金にあるんだから、頑張ってもらいたいと思います。子どもたちのために。質問終わります。

○委員長

次に、42ページ、市有建物貸付料について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

42ページの財産収入の部門の上のほうですね。市有建物貸付料2700万円ぐらいの数字についてお伺いします。この市有建物貸付料には飯塚リサーチパーク内に立つ情報提供サービスセンターの賃料も含まれていると思いますが、この施設については、平成24年3月の議案第34号において、入居する企業がパンデミックにより過剰在庫の処分業績不振となったことから、貸付料を従来の3分の1の固定資産相当額に減額する目的で、平成27年の3月31日までの使用貸借契約を締結したとの議案が出されておりました。当時の議会については、3年後に使用貸借契約の延長をしないということを条件に契約変更を承認しておりましたが、現在どのような契約になっているのか、お尋ねします。

○産学振興課長

情報提供サービスセンターの貸し付けにつきましては、平成24年3月22日付で、市議会の議決を受け、入居企業と使用貸借契約を締結しておりましたが、昨年3月31日に契約期間が満了を迎えましたので、入居企業に対しまして、当該施設の使用について確認を行ったところ、引き続き当該施設において操業したいとの申し出がありましたので、使用貸借契約第16条におきまして、甲は乙のいかなる理由によっても使用貸借期間の延長は行わない。本使用貸借物件を継続して使用する場合の契約は飯塚市公有財産管理規則及びその他関係法令に基づくものとする、との条文に基づきまして、現在は飯塚市公有財産管理規則に基づく市有財産

賃貸借契約を締結いたしております。

○吉田委員

翌年の、ちょうど1年後の代表質問において、当時当該企業がインフルエンザや花粉症の時期におきまして、PM2.5の懸念が加わり、注文が殺到している状況と新聞報道、テレビ等でも業績は回復しておりましたが、先ほど申されました、去年の契約が更新なされたことで、契約の貸付料について、どのようになっているのかお答えください。

○産学振興課長

貸付料につきましては、平成27年3月31日までの使用貸借契約による貸付料が年間395万9674円でしたが、市有財産賃貸借契約による貸付料は年間1234万9123円となりますので、年間838万9449円の増額となっているところでございます。

○吉田委員

増額でなく、もとに戻したわけですね。使用貸借契約を通常の市有財産貸借契約に戻し年間830万円有余の賃料が増額したぐらいに業績が回復していて、安定しているものだと推測されますが、企業さんの業績はどのようになっていますか。今後も安定した経営ができる状況なのかについてお尋ねします。

○産学振興課長

業績不振に陥りました平成23年度の売上高は2億2千万円でありましたが、決算では3億2千万円の赤字となっております。しかしながら、平成26年度に国内でも大手である企業と業務提携を行い、新たな販路が開拓されたことにより、生産が安定した結果、増収増益となっておりますので、今後は現状以上に安定した企業経営ができる状況へと推移するものと考えております。

○吉田委員

大手企業と連携されたことにより生産が増加したとのことですが、生産を増加させたのならば、雇用の増加にもつながっていると思います。雇用数について、どのように推移していますか。

○産学振興課長

これにつきましては、平成23年度に20人まで減少いたしました。平成27年度につきましては、66名まで増加しており、市内雇用者も34名となっているところでございます。

○吉田委員

企業の経営も順調であり、従業員数も増大しているということは、企業にとっても飯塚市にとってもまことに喜ばしいことでもあります。これからも企業が成長されることを願っております。それでは、最後に去年契約された市有財産賃貸借契約の契約期間である3年間の企業の業績がもし悪化した場合についての貸付料の増減等について、どのようになっているかお答えください。

○産学振興課長

市有財産賃貸借契約におきまして、年間貸付額を明記いたしておりますので、契約期間である平成30年3月31日までの3年間につきましては、貸付料の減額等は考えておりません。

○吉田委員

わかりました。ありがとうございました。

○委員長

次に、43ページ、ふるさと応援寄附金について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

43ページ、ふるさと応援寄附金について、ご質問いたします。先の代表質問等でふるさと応援寄附金の事業内容というのは、お伺いいたしましたので、その中で1月20日に事業者説明会が行われたということでした。参加された高齢の農家の方とかが手続きが非常にわかりづらく、もっと簡単なら提供しなかったとの声を聞きました。事業者がもっと参加しやすいようにされてはいかかかなと思っております。その辺りはどうお考えですか。

#### ○総合政策課長

ただ今、ご指摘のとおり、今年の1月20日に事業者説明会を開催いたしました。今回の説明会におきましては、お礼の品の提供への参加条件といたしましては、まず1点目に、原則として、本社、支社及び事業所、製造工場が市内にある企業、団体または個人業者であること、物品については、原則市内で生産、作成されたもの、サービスにつきましては、飯塚市内で提供されるサービスと。また、数量につきましても、安定的、定期的に原則供給ができるものが2点目でございます。最後に3番目といたしまして、食品衛生法あるいはPL法、製造物責任法に基づきます原材料の表記など、こういったもの、条件を満たすことができる事業者、生産者であるということをご条件といたしておりました。お礼の品といたしましては、全国の皆様に対しまして、安全安心にできるだけ、安定的にお届けすることを念頭といたしまして、今回必要な条件と致したところでございます。しかしながら、ご指摘のとおり、ご高齢の方、あるいは経験のない方々には少々わかりづらい点が多々あったかというふうに反省しているところでございますので、今後また随時募集を行ってまいりますので、その中で事業者に対する、あるいは生産者に対するサポート体制といったものも、整備していきたいというふうには考えておるところでございます。

#### ○兼本委員

今回1億5千万円の中でお礼の品等を入れると市内に還元できるお金というのは、5813万2千円という形になるんですかね、記念品料とかというところがそういう形ですかね。そうすると、また、この寄附の額が多くなればもっと経済効果があるというような形ですね。私は夏ごろですね、実は福智町のふるさと納税の関係に話を聞きに行ったんですけど、確か福智町もその年が当初予算1億円と言われてました。寄附の額が。私が行ったときには、3カ月ぐらい。2、3カ月だったと思います。3億上がってました。それで今、11億ぐらいということで、約11倍ということですよ。また、それと別にですね、農産物とか、おいしいなと東京のかたとかで思われて、直接取引を農家とされてあると言うことも聞きましたので、実際には、ふるさと納税で町の落ちるお金と別にですね、もっと入ってきてるんじゃないかというお話をされてありました。飯塚市もですね、やはりこの間のご答弁の中でもありましたけど、地元の農産物をはじめという事で、もっとそういう農産物に力を入れてもいいのではないかなというふうに思ってます。福智町では、ふるさと納税の成功によってですね、お礼の品に参加している農家への注文が大幅に増加したということで、人を雇ったという話も聞きました。当然それは雇用が生まれるということと、あと経済効果にもつながります。なおかつ農家が生業として成立するようになれば、飯塚市でも後継者の問題とかですね、農業の今後の発展にもつながるのではないかなというふうにも思っております。飯塚市においても、そうなるような制度設計を行っていただきたいと思っております。また、事業者説明会で呼びかけするだけではなくて、ぜひ地元の農産物にももっと目を向けていただき、より多くの農産物を取り入れるべきだと思いますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

#### ○総合政策課長

ご指摘のとおり、ふるさと納税制度によりまして、地元生産者への経済効果、波及効果というものは、期待をされるところでございます。お礼の品といたしましても、これまで11品目ということで、ほとんどが、農産物ということでございました。今回、11品目から50品目程度まで拡大をすることとしておりますが、その中でも、約20品目ほど農産物も現在予定をしているところでございます。このようなことから、さらにお礼の品としてですね、農産物をより拡充していくことも取り組んでまいりたいというふうに考えております。いろんな、他方面からの情報収集を行いまして、生産者の皆様と同じ思いで、地元特産品の発掘に力を入れてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

#### ○兼本委員

次に、寄附の方が多いのは関東や関西など都市圏というふうにお聞きしておりますが、やはり重要なのはどのように情報発信をするのかだと思います。そこで、今回の拡充を実施して、それをどのようにPRしていくおつもりでしょうか。

○総合政策課長

お礼の品の拡充につきましては、これをどのように全国に情報を発信していくかというのが、ご指摘のとおり、重要なポイントであるというふうに認識いたしております。昨年12月から委託を行いまして、インターネット上でいろいろ広報活動行っておるわけでございますけれども、引き続きこの委託をしております業者、現在ふるさとチョイスというポータルサイトを活用しておりますけれども、これには全国の多くの自治体も参加しているサイトでございます。このように人気のサイトの有効活用の他、お礼の品におきましても、今回カタログのほうの作成も予定いたしております。また、今回応募のございました生産者様の方でも、1例でございまして、既に全国展開をされている企業におかれましては、羽田空港や東京駅、名古屋、大阪などの都市圏にある百貨店におきましても、当市のお礼のカタログの配布等についてご協力をお願いいたしておるところでございます。テレビ等のマスコミ等々も積極的な活用ございまして、今後とも情報の提供拡大を努めてまいりたいと考えております。

○兼本委員

このふるさとチョイスから飯塚市のホームページに移るというのは非常に簡単なんですけど、飯塚市のホームページからこのふるさとチョイスのサイトに行くというのはすごく難しいんですよ。この辺の改善もしていただいた方がいいのかな、というふうに思っております。あと売り込みの仕方ですね。今回、飯塚市はどちらかというと後発的になってくるのかなと思います。今スーパーとかなんかで売っている野菜なんかは生産者の情報を出して、生産者の顔を見える化という形にしていますよね。これは購入者が安心して購入するための工夫だと思います。こういった工夫がですね、非常に大事だと思っております。例えば、野菜1つとってもその野菜に関する簡単レシピをQRコードにして掲載するとか、あと飯塚独自の伝統的な食べ方などがあれば、そういったものも同時に紹介するとか、そういった形のものをとっていくことも、魅力発信になるのではないかと思います。飯塚市ならではの創意工夫に、ぜひとも力を入れていただきたいことを要望しまして、この質問を終わります。

○委員長

吉田委員のほうから、ふるさと応援寄附金について取り下げがありましたので、よろしくお願ひします。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑がありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですので、歳入について質疑を終結いたします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債について質疑を終結いたします。

次に、総括に入ります。はじめに、質疑通告をされております人権同和行政関連について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

本市が管理している、筑穂人権啓発センター敷地内に団体の事務所があります。何の事務所かわかりますか。

○人権同和政策課長

敷地内にありますのは、部落解放同盟筑穂統括の事務所でございます。

○川上委員

部落解放同盟筑穂統括は、この事務所で何をしていますか。

○人権同和政策課長

定期的な会議や事務処理をされておられます。

○川上委員

地元の解放同盟は、もう解散したと聞いてますけど。解散してませんか。

○人権同和政策課長

筑穂統括がありますので、解散はしていません。

○川上委員

この解放同盟の事務所がある地元と言っております。

○人権同和政策課長

鶯塚でございます。私どもの聞き及んでいるところでございますが、解散というよりも、支部自体が残っているというふうな話を聞いております。

○川上委員

ここには、市は補助金を出していますか。

○人権同和政策課長

解放同盟飯塚市協のほうに補助金を出しております。

○川上委員

そのお金は、筑穂統括というところにいくわけですか、いかないんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 16:27

再開 16:27

委員会を再開いたします。

○人権同和政策課長

先ほど委員のほうからご指摘があった地区には出ていないというふうに聞いております。

○川上委員

誰から聞いてるかというようなことを聞き初めるときがないので、聞いているとか、だと思えますとか言いたいときは、わかりませんと言っていただいても構いません。こっちはわかっているから。市の敷地内に解放同盟の事務所が設置される経過、お尋ねします。

○人権同和政策課長

委員のほうからの指摘がございました。私どもも確認に行きました。それで、経過としましては、当時、筑穂の人権啓発センターの中で以前より解放同盟が相談室を事務所として利用されていたと。人権啓発センターの中で施設をより広く利用するために改修の計画を立てたということでございます。そういう話の中で事務室として使っていたところを、その時に当時の用途廃止であった農機具保管庫に、廃止になっておりますので、そちらのほうに移転するというふうになりまして、事務所を建設されたというふうに聞いております。

○川上委員

同和対策施設と言われていた、農機具保管庫を用途廃止して、改造して解放同盟の事務所にした。その時に行政のほうで、それにかかるお金3分の2を出したということなんですね。それで解放同盟の持ち物ということになっています。このようにしてつくられた事務所なんですけれども、そこに設置を認めるということであれば、契約が必要ではないかと思えますけれども、どうなってますか。

○人権同和政策課長

旧筑穂町の中で財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条で、他の地方公共団体、

その他公共団体又は公共的団体において、公用もしくは公共用、または公益事業の用に供するときは、という中で無償で土地を貸し付けているというふうに聞いております。

○川上委員

ですから、聞いているとかいうのじゃだめだと言っているでしょう。だから、契約はあるの  
かって聞いているわけですよ。

○人権同和政策課長

契約はございます。

○川上委員

それは口頭契約ですか、文書による契約ですか。

○人権同和政策課長

文書による契約でございます。

○川上委員

じゃあそれは今度違う機会に見せてもらいましょう。そして突き合わせてみましょう。同  
じものかどうか。それで、トイレはこの事務所にはあるんですか。

○人権同和政策課長

トイレございます。

○川上委員

浄化槽はありますか。

○人権同和政策課長

この事務所自体の浄化槽はございません。

○川上委員

トイレはあるけど浄化槽が無いわけ。どう処理しているんですか。

○人権同和政策課長

筑穂人権啓発センターの浄化槽につないでおります。

○川上委員

それは、契約行為があるわけですか。

○人権同和政策課長

契約行為は、文書とかそういうものはございません。

○川上委員

どうということになるんですか。土地は、契約で貸してますよと。トイレのものは無断で公共  
施設の、市が管理する公共施設に。だれが工事したんですか、これ。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 16:33

再開 16:34

委員会を再開いたします。

○人権同和政策課長

建てるときの経過の中で、それをつないでいるということになっております。

○川上委員

お金もらってないでしょう。

○人権同和政策課長

当時の筑穂町の中で合意に基づいてつないでおったということで。それからつないだ場合に、  
処理能力が問題がないということで、お金の委託料も変わらないということでお金はいただい  
てないというふうに――。

○川上委員

用心しておかないと、みんながつなぎに行きますね。それでは、穂波人権啓発センター、これも市にとって重要な施設ですよ。それで、手も入れようということに今度なってるんですけど、隣接する太郎丸二区集会所の中に解放同盟の事務所がありますか。

○人権同和政策課長

解放同盟穂波統括の事務所がございます。

○川上委員

集会所というのは、どういう役割を果たすんですか。

○人権同和政策課長

市の行政財産でございます。

○川上委員

市が管理する行政財産で解放同盟の事務所がある。どういう契約を結んでいるんですか。

○人権同和政策課長

行政財産の中で使うことに対して決裁をとって使用しております。

○川上委員

勉強不足じゃないですか。いつ、だれが決裁しているんですか。だれの判こで解放同盟はこの市の行政財産、勝手に使えるんですか。

○人権同和政策課長

市有財産の決裁ですけれども、人権同和政策課のほうで申請があった分について決裁をして許可を出しております。

○川上委員

課長決裁なんですね。課長というのは、どなたのことですかね。あなたのことですか。いつですか、その決裁は。

○人権同和政策課長

決裁は平成27年4月1日で、この件については部長決裁になります。

○川上委員

決裁が昨年の4月っていうんですね。いつから使ってます。

○人権同和政策課長

平成20年の6月からです。

○川上委員

平成20年の6月から、決裁は27年の4月にしたと。部長がね。次、解放子ども会事業が予算計上されていますね。人権同和教育推進費ということになっています。この解放子ども会というのが、私はよくわからないんですよ。予算書に載るのが。どういう活動しているんですか。

○人権同和政策課長

まず目的としましては、異年齢の子ども同士の活動の中で人権学習活動、体験学習を通して少年期における人権啓発等を目的に行っております。集会所や啓発センターにおいて、おおむね週1回で行っております。

○川上委員

子ども会ですから加入者があるんでしょうけど、何人ぐらいですか。

○人権同和政策課長

平成27年度ですけれども、飯塚市全体で123名になっております。

○川上委員

これは市報か何かで募集かけてるんですか。ホームページか何かで、こういうことをするから、希望の方集まってくれとか。

○人権同和政策課長



市報等では募集はしておりません。

○川上委員

じゃあ、あなた方がスカウトしている訳ですね。あなた来てください、あなた来てくださいとスカウトしてるわけでしょ。違うんですか。

○人権同和政策課長

地域の中に、運営委員と言いましょうか、推進委員がおられまして、その中の保護者とかの方からお声かけをさせていただいております。

○川上委員

私の質問認められたでしょう。これ、市の直営事業でしょう。だから地域の方の協力を得て、あなた方がスカウトしているわけじゃないですか。地域の方たちに頼んでとかいうのはさ、関係ないですよ。市がその子どもをスカウトしている訳ですよ。目的は何ですか、平成23年に突如としてつくられていますね。この要綱が。この目的は何ですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 16:41

再開 16:42

委員会を再開いたします。

○人権同和政策課長

解放子ども会の目的としましては、これは平成25年4月に実施要綱を作成しておりまして、目的としましては、少年期における人権啓発事業として、子どもたちが異なる年齢層と交流等を行うことを通じて差別を見抜く力を身につけるなど、差別に負けない子どもの育成を推進することを目的とするとしております。

○川上委員

差別に負けない力を見抜き、負けない力をつける。この名称は誰が決めたんですか。解放子ども会という名称。

○人権同和政策課長

名称はですね、合併する以前から各地区のほうで解放子ども会というふうにやっておりましたので、名称のことについては、以前から使っていた名前です。

○川上委員

私は23年だと思うけど。その25年にその要綱をつくったというわけでしょう。自然にできたんですか、この要綱というのは。市がつくったんじゃないんですか、市の要綱でしょう。齊藤市長名の入った要綱じゃないんですか。自然にあったというものじゃないでしょう。だから、市が解放子ども会という命名をしたわけじゃないんですか。ですから予算書にも載っているじゃないですか。解放子ども会事業と。市が命名しているんですよ。するとね、この解放とは何ですか。解放というのは。

○人権同和政策課長

解放、そのとおりの文言でいえば、解き放たれると。

○川上委員

もう、おわかりでしょう。部落解放同盟が自分のところの子ども組織というか、解放子ども会をずっとやってきたわけでしょう。それを何を考えてか知らないけども、同和関係の特別対策が全部なくなって、そして一般に必要なものは一般でやりましょうという、その時代にですよ、明らかな逆行でしょう。それをしかも行政がやると。齊藤市長の名前でさせられるんですよ。そしてね、この子ども会入会にふさわしい子どもを市が認定していくわけ。こういうの何と言うんですか。人権同和を標榜している飯塚市がやるようなことじゃないですよ。行政の権力によってね、財政的裏づけも持ってね、子どもをスカウトしてきているわけ。とんでもない

話ですよ。人権啓発活動を業務委託していますね。人権同和啓発事業委託料4832万、5千万ですね。委託業務の内容をお尋ねします。

○人権同和政策課長

委託業務の内容としましては、大きく5つに分かれておりまして、まず、研修事業ということで、各12地区公民館あるわけですが、そちらの方で自治会等の啓発を行っているのが1つでございます。それから、2番目に企業官公庁における人権同和啓発事業を行っております。失礼しました、今のは1番のほうで研修事業に入ります。それから2番目に、相談事業ということで、人権に係る相談に応じて適切な助言等を行う事業をしております。それから、広報事業ということで、人権いづか、それから人権いづかぬくもりというのが、市報及び、パンフレット等を出しておりますけれども、その発行に伴う情報収集、それから、企画会議への参加というふうにしております。また、地域における人権同和啓発広報活動という部分も、この広報事業に含んでおります。それから、4番目の展示事業ですけれども、人権同和问题啓発展示コーナーというのがございまして、それらの情報収集、それから企画の参加と。最後に、その他の啓発事業ですけれども、人権同和问题の講演会の事業それから、部落解放研究集会同和问题啓発強調月間及び人権週間における啓発事業というふうな対応でございます。

○川上委員

委託料の算定はどのようにしていますか。

○人権同和政策課長

委託料の算定につきましては、13名の方々の賃金、これが約3600万円、それから社会保険料を含む共済費、これが約555万円ほどです。それから、消耗品等諸経費、これが約120万円それから、講演会等の事業費が約206万円、消費税が約358万円で、合わせまして4832万円というふうに計上しております。

○川上委員

13人で3600万、この一人当たり120万ということですか。一人当たり120万なら、何に基づいてそういう計算しているんですか。

○人権同和政策課長

一人当たり、13で割りますと約276万円ほどになります。この積算根拠につきましては、市の嘱託職員の給与等に合わせて積算しております。

○川上委員

市の嘱託職員の給料に合わせるというのは、なぜですか。

○人権同和政策課長

勤務日数が17日程度ということと、いろんな啓発とか指導とか、失礼しました、コーディネータ、いろんな仕事をしていただく中で、嘱託職員相当だというふうに考えました。

○川上委員

そうじゃないでしょう。経過の中でそうなるだけやないですか。あなた方が考えてね、したわけじゃないじゃないですか。ところで、13人というふうに言いましたけど、その13人に個別に委託してるんですか。

○人権同和政策課長

個別に委託はしておりません、NPO人権ネットいづかというところに委託をしております。

○川上委員

合併前から存在してる団体で、合併後、一貫して委託を受けている団体です。事業が終わると、事業終了の報告がありますか。

○人権同和政策課長

毎月、月締めで報告書が出ております。

○川上委員

それについては、市のどの機関で評価をしていますか。

○人権同和政策課長

人権同和政策課のほうで報告を受けております。

○川上委員

報告を受けるのではなくて、その仕様書があるわけでしょう。委託にあたっては。その内容との関係で、報告がどうだという評価をしているかと聞いてるわけです。

○人権同和政策課長

報告書以外にも、私どもと週に1回会議等を行いまして、その中で、事業があった部分の報告、それから今後の予定と色々な意見等の打ち合わせをしておる中で、意見のほうを私どもで言わせていただいております。

○川上委員

18年以降、毎年と思いますけども、10年間で委託料累計で幾らになってるか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

合併後から27年度まででよろしいですか。それで、委託累計は約3億2696万円となっております。

○川上委員

次にですね、部落解放同盟など関係団体への補助金、予算書ではどこに計上されていますか。

○人権同和政策課長

予算書77ページ、人権同和推進事業費の中で、同和対策推進団体補助金というふうに計上させていただいております。

○川上委員

以前はですね、部落解放同盟とか全日本が付いたかな、同和会とか、団体名が書いてあったんですよ。この団体に、補助金を出すんだなっていうのが分かるわけですよ。これ分からないでしょう。同和対策推進団体とかあるんですか。同和対策推進団体とかないでしょう、今。あるんですか、同和対策推進団体というのが、飯塚市に。

○人権同和政策課長

同和対策推進団体、私どもとしては解放同盟と、全日本同和会を挙げさせていただいております。

○川上委員

これはね、予算書の書き方がおかしい。文化連盟のことなんて呼びます。文化対策推進団体とか書きます。そもそも、同和対策推進という言葉が本市にないでしょう。同和対策推進。1960年代のせりふですよ。国の特別対策があった時代の。相手も迷惑でしょう。同和対策推進とかやってないでしょう。解放同盟も、同和会も何もやってないでしょう、同和対策推進とか。なのに名前つけられて、そして、この補助金なんだけど、少し減ってきてますね。補助金の算定、何に基づいてるんですか。

○人権同和政策課長

事業のボリューム等を勘案しながら毎年、見直した中で、この補助金額を決めさせていただいております。

○川上委員

根拠がないということですね。その団体の中で、解放同盟の中で、他の収入もあるんですけど、給与だとか活動費だとか、人件費の占める比率は、その補助金の中でどれぐらいになりますか。

○人権同和政策課長

28年度の予算計上してる部分でございますけれども、人件費相当額が849万2千円。その割合としましては、40.46%となっております。

○川上委員

大半が人件費ということになりますね。それで補助金で人件費をもらってる立場にある方で、NPO、さっきの方の仕事を兼任してる方いるでしょう。何人位いますか。

○人権同和政策課長

人件費にあたる部分の方は1名でございます。

○川上委員

どなたですか。

○人権同和政策課長

解放同盟の書記長でございます。

○川上委員

そこで、先ほどのNPOと同じですけれども、この10年間、解放同盟全日本同和会への補助金総額で幾らになったか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

解放同盟の補助金の総額でございますが、合併後18年度から27年までで3億5683万4千円となっております。

○川上委員

あなた方は、常々、補助金の理念的な意味での根拠として、行政の補完行為をしてもらっている。同和対策事業の。でも、それそのものがもうないから、行政の補完行為そのものもないんですよ、本当は。だから、補助金の根拠はとっくに消えているんだけど。あなた方がそう言うだろうと思うんだけど、その補完行為としてね、例えば、去年1年間でどういう補完行為をしてもらいましたか。

○人権同和政策課長

同和問題をはじめとする、さまざまな人権問題の解決に向けた自主的な研修、啓発、地域活動また、補助事業や就労対策事業等の国との交渉と人権同和問題の解決に向けて、そのような行政の補完行為をしていただいております。

○川上委員

そういうハードの、同和対策事業とかは市がやってないわけやから。それは、団体の、今おっしゃった、自主的な事業だけなんです。例えば、よくこんなことを言えたものだと思うけれども、地域改善対策向けの住宅がありましたね。これは、解放同盟、それから全日本同和会の推薦がないと入れないと。この間、質問したとおりです。一緒に聞いたでしょ。去年は、解放同盟は一人も推薦していない。そういう姿なんです。質問終わります。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 17:02

再開 17:15

委員会を再開いたします。

行財政改革と市財政関連について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

代表質問でもお尋ねをし、そして3日間質疑をしてきたわけですがけれども、この段階です、このテーマでかいつまんだ質問をしたいと思えます。第1はですね、市財政について、本市合併して10年が経過しますけれども、その間における財政状況どうだったと認識しているかお尋ねします。

○財政課長

合併直後の平成18年度予算では、歳入不足を補うために、基金を約53億円取り崩して収支バランスを取るという危機的状況にあり、住民サービスを低下させないとのことから、直ちに行革計画を策定し、取り組みを始めております。平成21年度までは20億円前後の基金を取り崩しながらの財政運営を行う状況でございました。この間、平成20年度には米国発の金融危機に端を発する世界同時不況、いわゆるリーマンショックにより地域経済は低迷し、市税は大きく減少する状況でございました。平成21年度以降の財政見通しでは、更なる行革が必要との判断から、行革改訂版を1年前倒しで策定し、行革に取り組み、平成22年度以降は実質単年度収支は何とか黒字となってまいりました。しかしながら、一方で、デフレから脱しきれず、国、地方の財政は厳しい状況が続いてまいりました。また、本市では23年度以降は学校施設の統合事業、浸水対策事業、中心市街地活性化事業に取り組みを行っております。この時期、23年には東日本大震災という状況がありまして、その後物価の高騰で資材の高騰、労務費の高騰などが起こり、非常にこういった大きな事業については厳しい状況になっております。その間、行革の効果がありまして、できる限り将来的な負担にならないよう、基金を積み立てることもできたということで、これまで運営をしてきております。

○川上委員

財政危機宣言ということがあったと思いますけれども、これは今どうなってますか。

○財政課長

危機的な宣言というのは、今現在は発しておりません。

○川上委員

28年度当初予算では、一般会計で717億円。合併後最大ということなんですけれども、私自身はいくつも注目するところがありますけれども、市としては財政の現状をどのように見ているのか簡潔に、お答えください。

○財政課長

平成28年度の当初予算では、これまでの各施策を継続していくとともに有利な起債を活用しながら、引き続き行っております。また、主要事業として、住民の安心安全のための浸水対策。それから老朽化をした施設の更新を含めました、小中学校施設整備。まちづくりとしての中心市街地活性化の実現に向けました事業を継続して行っております。一般会計では、今質問者言われますように、合併後最大の予算規模とはなっております。財源としまして国・県の補助金、交付金や有利な起債を最大限活用しておりますが、財政調整基金を、約10億円の取り崩しを行った予算編成となっております。

○川上委員

28年度のことを今聞きましたけれども、今後の見通しについては、11月に見通しの見直しをしていると思います。その後、28年度予算編成をしたわけですが、それを踏まえた今後の見通し、どう考えているのかお尋ねします。

○財政課長

今言われましたように、平成27年11月に財政見直しを見直しをいたしております。平成28年度から合併算定替の終了に伴い、普通交付税が減額となってくること、また、市債の償還額もふえてまいりますことから、平成27年度以降の収支は赤字状態が続く、基金の取り崩しを行いながらの財政運営を行っていかねばなりません。少子高齢化による人口減少が及ぼす、国、地方自治体への影響は今後ますます進み、子育て、教育、交通、住環境などの整備を行うことや、超高齢化社会への対応として、保健、福祉、医療などのサービスの充実が求められますことから、何よりも効果的で効率的な行財政運営を行っていく必要があると考えております。

○委員長

市税を見ると、予算資料出していただいておりますけど、24年から28年にかけてですね、市

民税が約1億7千万円減なんです。そして、これを補うかのように、固定資産税が3億3千万円増になっています。これによって市税全体では、そのほかの要因もあって、当初予算では2億8千万円の増というようなかたちになっています。しかし、注目しなければならないのは、やっぱり市民税の減傾向だと思えます。これについては基本的に国政の要因が大きいわけですが、それにつけても本市は繰り返しておりますけれども、安心福祉のまちづくり、福祉の充実を行って地域の活性化を生んでいく。そして、ひいてはこれが市財政を強めていく。借金財政のために貯金をするのではなく、福祉のために貯金をする、そして適切に使う。例えば、私、非常事態と言いましたか、緊急事態と言いましたか。保育所に入れなくて困っている子どもの問題を一気に解決すると。そのことも含めて、146億円あるわけですからね、減債資金とあわせて。これを116人の子どもの待機状態を解決し切れなかったというのは、どうにかしてありますよね。そういうことを言いたいわけですね。それで次にですね、それとの関係で、行革の問題です。代表質問では、本来行革はと、行財政改革はという、もともと論じました。無駄を削って福祉と暮らしに回していくのが、本当の行財政改革ではないかというふうに提起したんです。それに対して答弁ありました。重ねてですね、今までどんな無駄な経費を削ってきたのか。このことについてもう1度お尋ねします。

#### ○行財政改革推進課長

追加資料の68ページ、69ページに、行革の今まで取り組んできました実績について掲載いたしております。これにつきましては、先ほど代表質問の中でも答弁しておりますが、行財政改革の主な取り組みにつきましては、合併により生じた行政経営資源、いわゆる財源、財産、人材の不均衡を早期に是正する、財政の健全化に主眼を置いた行財政改革でございました。そのため、職員定数の削減、公共施設の統廃合、合併未調整事項の整理が中心となっております。そのほかには、歳入確保としてはインターネットの公売。それから市有財産への有料広告への掲載、徴収率の向上などを行っております。歳出削減と致しましては、長期継続契約の導入や公共施設の業務用電力契約の見直し。それから私どものほうでやっております外部評価でございますが、行政評価や補助金審査。そういったものを取り入れながら、歳出削減の取り組みをいたしております。

#### ○川上委員

これらの積み上げが全体として254億の行財政効果を生んだというような話があったんですけれども、これ無駄なのか。本当の、私たちが、議会が、あるいは行政が挑戦しなければならない、やっぱりとんでもない無駄に市は、行財政改革の立場で物を言えたのか、できたのかが問われると思う。例えば新庁舎の問題です。それから、先ほど明らかになりました。執行部の答弁だけでもですね、部落解放同盟等に渡した金が6億7千万っていうわけですよ。ほとんど人件費に消えていっています、これは。それを承知の上で、何の役割もないのに渡してきた。今、改めるとも言っていないわけですね。だから、本当の無駄にはメスを入れられない。大きな無駄には。そして、その小さな努力を積み重ねて来た。その過程では住民犠牲も大いに押しつけて来たということが言えるのではないかと思うんです。しかし、市長、私は行財政改革がそのようなものであったけれども、時は無駄に流れたのか。10年間で無駄だったのか。失われた10年だったのか。言いたくないでしょ。仮に住民に痛みを伴う10年であっても、その中で住民の皆さんからいろんな意見とか要求とかあって、それに答えてきたものもあるはずなんです。そして、自治体が、職員が、自治体らしい仕事してきたことだと思います。お尋ねするのはですね、無駄な経費を削って、住民福祉の向上にこういうふうにつながると言えるものをね、聞かせてもらいたいと思います。

#### ○行財政改革推進課長

行革に取り組まされて、その結果、住民福祉の向上につながっていった事業という問いでございます。新市になりまして新たに取組んだ事業につきましては、代表質問でもお答えさせて

いただいておりますが、ハード面では小中学校の整備、それから鯉田工業団地の整備、浸水対策、防災行政無線整備、地域公共交通の整備、健康プラザ、子育てプラザ夜間急患センターなどがございます。ソフト面におきましては、教育や子育て支援政策が中心となっております。主な事業といたしまして、教育分野では、少人数学級の教員配置事業、それから特別支援教育支援員等の配置事業、多層指導モデル推進事業、スクールサポーター配置事業などがございます。また子育て支援では、子ども医療費の拡充、乳児家庭全戸訪問事業、休日等子育て支援事業、ファミリーサポートセンター事業、放課後子ども教室推進事業などが挙げられます。また、まちづくり関係におきましても、まちづくり協議会の設置と、また協議会への補助金を拡充しております。さらには、自主防災組織への育成事業、そういったものについても新たに組み込んでまいっております。

#### ○川上委員

国の補助事業とか、国が引っ張ってきたものでもよいのはあるわけですね。それで例えば、さっき言われた、きのうから扱っています乳児家庭全校訪問事業とか、非常に重要だったろうと思います。これは、実は全国のお母さんたち、あるいは関係機関の人たちの声が国を動かしてこういう事業をやらせているわけです。それから、今答弁があった市独自のいろんな施策についても、市民あるいは地元の業者さんたちの声が反映して、皆さんが決断していったという形で。だから、国民の声、住民の声が反映したものはですね、必ずと言ってもいいと思うんですけど、相当支持を受けるし、喜んでもらえる。このところが大事じゃないかと思うんですね。行財政改革は、無駄を削り、福祉の増進にまわすことだと述べましたけれども、その実現には、私の言葉で言えば、住民が主役、それから、市民との協働、さらに市民の共感が不可欠だと思うんですね。この間、私が市の努力でなるほどなと思うことが幾つかあったんですけど、それは穎田高齢者福祉センター、それから忠隈住民センターの工夫なんです。これは、当初は廃止ということでしたでしょう。ただしというのは多分あったと思います。とにかく廃止だったわけです。これが、久しぶりに予算書を見てみたら、残っているわけですね。そして、聞いてみると、この間のようなことでしょう。相当、2つあわせて1千万円ぐらい出しているじゃないですか。どうして廃止と言っていたのが、もう地元でやるならやれ、最後のボイラーぐらいつけるぞと言っていたのが、1千万円も出して、3日しか風呂は入れないとかあるんですけど、頑張っているところがあるじゃないですか。これが、小さな教訓、経験だけでも、この中に大事なものが含まれているんじゃないかと。あまり長くなると申しわけないけども、簡潔でかまいません。この2つの取り組み、行財政改革の路線、それをめぐる市民との話し合い。それから共感の広がりがあったとすれば、それを聞かせてもらいたいと思います。

#### ○行財政改革推進課長

市民との協働につきましては、政策形成の中でも手法としては、当然考えられるわけですが、行革の手法の中でも、市民との協働というのは必要な手法だというふうに思っております。特に今言われたのは、公共施設の関係だろうと思います。公共施設になりましたら、そこにいらっしゃる利用者の方と、そういったところでいえば、常に協議をしながら行革には取り組んでまいったということがございます。私どもがこの市民との協働というのが、今回の第2次行革大綱の中では、基本方針の柱の1つといたしております。この方針は、今後の行革の進め方の方針であるとともに、今までの行革はどちらかというと、内部改革が中心で、内部的に決断をすれば、進めることができておりました。しかし、市民サービス系の事業や公共施設については、どんなに小さな事業や施設にあっても、必ず先ほど言いましたように受益者がいます。そうすると、無駄な事業や利用されていない施設と判断できていても、その受益者の顔を浮かべると、廃止していく決断というのがどうしても迷わざるを得ないということがございます。このようなことが、行革が進まない1つの理由にもなっております。したがって、やめるという決断に、今後は市民の方を巻き込んでいく仕組み、いわゆる市民との協働が必要

というふうに考えております。そのためには、今回の公共施設の総合管理計画でも考えておりますが、公共施設のフルコスト、利用状況などを可視化し、市民と情報を共有した上で方向性を考えていこうというふうに思っております。同じように、事務事業につきましても、成果やコストを可視化して、情報を共有化し、市民の意見を取り入れていく手法を今後も検討していきたいというふうに思っております。

#### ○川上委員

私は、先ほど子育て支援の保育行政の問題等についてですね、お金の問題ではなくなると。もうハートの問題だという指摘をしました。答弁を聞きましたけれども、私は、市財政と行財政改革を考えるにあたり、2つの恐れを持つ必要があるんじゃないかと。1つはですね、自分たちの行財政改革は、本当の無駄を削り、福祉の増進にまわす方向を向いているのか。ここに恐れを抱く必要があるんじゃないかと。それから2つ目はですね、その方向をですね、住民が主役、市民との協働や市民の共感が本当に自分たちを大事にしているかという恐れ。この2つの恐れを持って、この行財政改革には臨む必要があると思います。本当の行財政改革とは何なのかと。9円を5円にすることなのか。資源回収の単価のことですけどね、奨励金の。そういったことをきちんと考えながら、そして無駄に10年流れていないと、うまくいかなかったと思っている、実はその1つのことの中に、本当の飯塚市が住民に喜ばれる自治体が変わっていくためのつづが、教訓があるんじゃないかと思うので、ほかにも、いろいろ小さなきらりと光るものがあると思うんですよ。それを引き出して、教訓としていく必要があるんじゃないかと思います。この質問を終わります。

#### ○委員長

次に、総合計画及び総合戦略の策定関連について、川上委員の質疑を許します。

#### ○川上委員

総合計画及び総合戦略策定関連なんですけども、この間繰り返し、コンサルタント任せでは困りますと言ってまいりました。先ほど、子ども・子育て事業計画を初年度に踏み破ると目の当たりにしたと思いますね。人権同和でも聞こうと思ったけど、マスタープランとか、あまり当てにしていけない、仕事の仕方としては。それは自分たちのものじゃないからなんです。代も変わります、もちろん10年経てば。しかし、自分たちが寝る間を惜しんで、住民の意見を聞いて、日本経済の勉強もしていけば、バトンタッチしていきますよ。絶対に捨てられません。だから、必ず私はコンサルタント任せではなくて、市民と市がつくり上げていくようにしなければならぬと。基本であれば基本であるほどそれが必要だと思います。それで、私3つの視点が重要ではないかなと思います。もうまとめて言いましょね。第1の視点は、言っても言っても書き込まなかった、地方自治体の本旨は、福祉の増進にあるということを確認すべきじゃないかという、明文で。それから2つ目はですね、私の言葉で言えば住民が主役、齊藤市長の言葉で言えば人が輝き、微妙に違うと思うけど。これが今度施政方針から削られているでしょう。これをもう人が輝きでもいいけど、住民が主役でもいいですよ。市民が主役でもいい。この2つ目の点が重要じゃないか。それから3つ目はですね、角度としては、自治体らしい自治体のための市財政と行財政改革ということではないでしょうか。この3つの点が、入らない合併特例債100%利活用とか書いてますよ、これ。もうあと70億しかないから、どうしようかなと思ってあるかもしれませんが、この3つのことを、きちんと踏まえて、策定に当たる必要があると思いますけど、答弁を求めます。

#### ○総合政策課長

ただいま、質問委員のほうから3つの視点ということで、ご指摘をいただいております。この計画につきましては、当然のことながら、市の最高計画、最上位の計画ということで、市民主役のまちづくりということが主体になると考えております。また行財政改革につきましても、ただいまご指摘のあった、住民福祉の増進、地方自治の本旨、地方自治体の目的に沿った視点



というのは、重要であるというに考えておるところでございます。この市民の意見等々につきましては、これまでも昨年、市民アンケート等、ワークショップを行いということは、もうすでにご説明をさせていただいているところでございます。今後、新たな第2次の総合計画の骨子をお示しする時期がくると思っております。この策定におきましても、人任せ、コンサル任せということではなく、庁内組織におきましても、各課を専門部会として位置づけ、第1次のまずは進捗状況の反省から入りまして、その課題を抽出し、各所属において、所管課において、十分に検討を行いながら、ただいま進めておるところでございますので、その中にまた市民の皆様のご意見等々についても、当然のことながら拝聴していきながら、策定をしていきたいというふうに考えております。

○委員長

いいですか。次に、小中一貫校関連について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

小中一貫校については、もともと全国的にもケースが少なく、一部に研究者の間で、小中一貫校のありようについてですね、研究論文があったくらいのその時期に本市は全市的にですね、小中一貫、それから施設一体型を導入するというのを、背景に合併特例債の活用ができるということもあって、スタートしたと思います。それで、施設建設については、予定どおりいかないということが続いたんですけども、それでも振り返ることなく突き進もうとしているわけですね。そこで事業費についてお尋ねをします。幸袋、鎮西、穂波東の3校について、社会教育施設が入るところはそれも含めて、全体の総事業費が幾らになるのか、また、28年度は幾らの予算計上になっているのか、お尋ねをします。

○学校施設整備推進室主幹

資料のほうでも提出をさせていただいております。その額としまして、まず幸袋中学校区ですが、上段から事業費合計としまして、63億2482万8千円。平成28年度当初予算としましては、カッコ書きで記載をさせていただいております。上段でございます。6億5768万円となっております。次に、鎮西中学校区でございますが、事業費の合計としまして、75億7889万3千円。28年度当初予算計上額としましては、33億8659万3千円となっております。次に、穂波東中学校区ですが、事業費合計としまして、56億6846万9千円。平成28年度当初予算計上額としましては、24億4436万3千円となっております。この分につきましては、すべての公民館等も含めた事業費となっております。

○川上委員

3つあわせると194億円なんですね。これに支払利息を入れると200億円は軽く超えていく。これ何と言うんでしょうか。本市の子育てというか、教育のね、命運をかけるようなね、金の掛け方です。かつ施設の内容とか考えた場合でもね、絶対失敗が許されない。やっぱり、共産党が言っているみたいに1校ずつきちんと建て替えを急ぐべきであったなど、少人数学校中心がよかったなど。そして施設一体型ではなくて、連携はきちんとすればよかったな、ということがないように、あなた方としては頑張らないといけないんでしょうけど。その立場からしてもですね、いくつも大丈夫かと思われることがあるわけですね。とにかく市役所2つ作るぐらいの、市役所3つ作るのと同じですよ。全国にこういう自治体ありません。1700を超える自治体の中で。相当の覚悟を持って臨んでいるのかということなんです。それで1番重要なのは、なんだと思いますかと言いたい。安全性、安全の問題。これについて、繰り返し言っていますけれども、市と教育委員会は、どういった角度で子どもの安全確保のために取り組んでおるのか、スパッと教えてください。これと、これと、これと、これと、お願いします。

○学校施設整備推進室主幹

校舎建設に伴います安全対策というかたちとなります。例えば、児童生徒等が衝突する可能性がありますガラスの破損する場所や手すり、格子と防護柵や飛散防止のフィルムなどを配置したりとか、仮にガラスが破損した場合でも、ガラスが鋭利な破損状態にならずに、通常になる強化ガラスを配置したりということとかですね、衝突防止というようなかたちの安全対策なども行っているというところではございます。

○川上委員

教育長ね、そのくらいではね、安全対策したうちに入りません。教育長、答弁できないでしょう。できますか。安全対策についてね、こういった角度、こういった角度、こういった角度、こういった角度で頑張っていると。教育委員会一丸となって、この200億円の事業、このために事業が発生したものも入れれば、そのくらいのもんじゃないんですよ。教育長、答弁できますか。

○教育部長

子どもの安全性についてご心配の点でございますが、簡単に言えということでございますけれども、基本的な方針につきましては、平成24年の7月に小中一貫校建設の基本構想というものを冊子でまとめております。その中にも記載しておりますが、安全・防犯への対応ということで、注意する点についてあげておりますし、その観点から基本設計及び実施設計も実施をしております。また後段、委員が言われますように、学校だけが完成すればそれですべてかという問題もございますので、周辺環境の整備につきましても、これは教育委員会だけでは済む問題ではございませんが、道路整備を含め、関係各課、また関係機関、国とか県のそれぞれの道路管理者、それから警察でございますね。こういうところとも協議を進めて、環境の整備安全の確保に努めておるところでございます。

○川上委員

安全の問題は教育委員会だけでは絶対できません。100%できません。それから市長部局が加わってもまだ足りません。何が大事かという、地域の人たち。それから保護者の方たちの知恵が要ります。この知恵をどう結集するかまだ考えてないでしょう。今どうなっているかという、心配の声が上がります。そしたら大丈夫ですって言っている。ずっと大丈夫ですって言っている。考えます。何とかしますとずっと言ってるんですよ。この姿勢では、言ったようになりません。みずからこういったところが心配だ。こういったところが危ないという事をずっとみずから考えて相談して、危険なところずっと相談してかないと、もっとこういうふうなところも危険だよというものもあるでしょう。このスタンスがなければ、200億円かけてとんでもないことができると思います。航空写真を見ると、飯塚市、メガソーラーばかりですよ。ここにもあったかとか。忠隈のぼた山の裏とかにもいつの間にかできているでしょう。それと同じような感じで、学校が大きいのできるわけですよ。市役所と一緒にすれば4つもできる。ですから、これが1番です。それから2つ目はね、学校の中の教育審議体と言わないね。飯塚市教育委員会は。しかし、大体そういった要素です。子どもを育てる機能をつくるかという、何が大事でしょうか。教員やないですか。教員でしょう。1番は。それで、教師は施設一体型でふえますか。減りますか。

○教育部長

教師がふえるか減るかということでございますが、これは単純に比較はできないと思います。ただ1つ言えますのは、管理職の配置につきましては学校が統合されますので、その分の減少ということは予想されます。

○川上委員

このくらいの答弁ですよ。わからないというんです。先生がふえるかどうか。関心がないわけね。答弁してください。

○教育長

今、部長が申しましたのは、学校によっておそらく議員さんもおっしゃっているのが、小学校が再編を伴います。中学校はそれぞれそのままです。小学校が再編を伴いしても、生徒数と学級数の関係で教員の配置数はそのままの学校もありますし、減少する学校もあるということで、お答えをしたものでございます。

○川上委員

結局、教師は今何人、施設一体型になれば何人というふうに答えられないでしょう。答えられますか。こういうのね、すばっと答えられないとおかしいでしょう。子どもに接する先生の人数が今何人で、施設一体型になると維持されるのか、減るのか。国は、財務相は学校の統廃合によって教職員は今以上に減らせると堂々と言っているじゃないですか。そうでしょう。福岡県っていうのは、共産党のチラシがあるんですけど、ものすごく先生足りないんですね。5千人も。非正規がものすごく多いんですよ。非正規が悪いんじゃないんですよ、その先生が。一生懸命頑張って、早期退職の先生が多い。こういう県教育委員会の教員配置の状況の中で、我々というか、飯塚市は200何十億円もかけてね、教員が減るような施設一体型を今やろうとしてることに気がつかないといけない。違いますか。

○教育長

教員の実質数はおそらく幸袋中学校区以外は減少するというようにシミュレーションしております。しかしながら、小学校と中学校の教員より数の多い教員と、それぞれ校種の違う教員が子どもたちの育ちや進路について、9年間のスパンで見守り続け、そして進路保障をしていくというところで、極めて教育効果があるものというように考えております。

○川上委員

減るんですよ。ただ、この事実をわかって、この事業に望むというに明確にしておいたほうがいいと思うんですね。それと大規模化することによる弊害、危険性。これは物理的な危険の問題と、教育上の危険の問題。1年生が6歳でしょう。中3といたらもう大人と同じですよ。一緒の空間で何年過ごすのかな。9年ってことはないでしょうけど、入れ替わりがあるから。このことからくる危険性の認識。こういう危険があるよねと。やったことないんだから、全国で。どう工夫しても、死角が生じます、この学校は。潁田の小中学校も死角がたくさんありました。大人でも迷うくらいだから。それと、きょう質問でもありましたけど、いじめだとか、さまざまな学校の課題がありますね。これはね、こういう大きな施設、1年生から9年生まで、そして先生は少なくなる中で、解消の方向へ向かっていくのかと。地域的にはね、今、子どもの貧困というのが深刻な状態になってきてるわけでしょう。家庭も大変な状況ですよ。こうした中で、今、建物は200億円もかけてね、つくろうとしていると。だから、市はね、今ものすごく無謀なことを承知の上でやっているんかということなんですよ。なんかバラ色のことばかりね、何とかギャップがとかね、そんなことふりまいてね、なんかいいことがあるんじゃないのかと。借金はあるけど、有利だとか、そんなことばっか言ってやっていると、大変なことになりますよ。非常に危険な深刻な問題を抱えながら今、やみくもに予算を計上していこうとしている。このことに、気がついていなきやいかんです。教育長、答弁を求めます。

○教育長

冒頭におっしゃいましたとおり、それだけの予算を教育に期待をして、市としてかけていただくことに対して、日々、私も責任を感じておりますし、将来に対して、自信と見通しは持っているつもりですが、正直言いまして、100%かと言われると、今から細かな手立ても打っていかねばならない事も多々ありますので、眠れない日もあります。ただ、このことだけをご承知おきいただきたいと思います。例えば、鎮西中学校区は、学校以外にも、先ほど学校施設整備推進室の主幹が言いましたとおり、公民館、給食施設そして児童館、それも合わせた総額でございます。それぞれに、児童館や給食施設を他の中学校区も合わせた金額でございますし、言うなれば、それぞれに3校分の建て替え金額でもあるという、事実もご承知おきいた

だきたいと思います。その上で、今、質問者がおっしゃいます、学校が大きくなる。確かに、基本設計から実施設計の時、私どもはもちろんのこと学校現場にもその図面を見せまして、これで子どもたちの見守りができるかということで、意見をいただきながら、修正を何度も加えながらの今の設計に至るなど、事前にも工夫をいたしましたし、今後とも、通学路、そして学校内での子どもたちの安全確保をするとともに、飯塚市施設一体型の小中一貫校は全て将来的にコミュニティスクール化して、地域とともに教育を進める学校のあり方を模索するとしておりますので、これも先ほど質問者おっしゃいましたとおり、学校の教職員、保護者だけでなく、地域の方ともどもに新しい学校づくりを地域のシンボルとして、進めていただくよう、私どもも事細かな計画や相談をしていきたいと考えております。

○川上委員

最後にしますけれども、190億円幾らだったか、200億円ぐらいの中に鎮西の公民館も入ってますよと。児童クラブ入ってますよと。あなたの所管でしょう。あなたが責任を負うべきことでしょうか。違いますか。教育長の一等最初の発意から今の事態生んでいるんですよ。ここまでのことは想定できなかったと思います。4年前、5年前。しかし、もうここまで来てしまってるわけ。どうするんですか、これ。夜眠れないの当たり前ですよ。私でも眠れないぐらいなんだから。だから、私は今答弁があったぐらいの覚悟では200億円の仕事とかできません。子どもの安全、教育、それから学校の諸課題、そのぐらいの覚悟でできないですよ。200億円ってすごいんですよ。そのこと指摘して、質問終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。

○藤浦委員

終わったと思ってほっとされたと思うんですけども、すいません。お邪魔します。まだ7時までは時間がありそうなので、頑張ってください。教育費の育英事業費について、川上委員も質問をされておりましたけど、ちょっと中身について、この予算執行のあり方をちょっと聞かせていただけたらと思います。これ資料を出していただいております育英事業の実施状況を見ますとですね、平成23年から27年まで実施状況が書かれておりますけど、この中に貸し付け決定後辞退ありというようなことが、23年、24年、26年というふうに出ております。貸し付け決定後辞退ありという、この理由っていうのは何なんですか、お答えください。

○学校教育課長

提出させていただきました資料の中にございますけども、詳細については、把握をいたしておりません。

○教育部長

これ自体につきましては、私が承知している範囲では他の奨学金の貸与が決定したので、市のほうは辞退をするというような申し出がっております。

○藤浦委員

他の奨学金制度が活用できたということですか。私、違う側面をですね1つ聞いてることがあるんですけど、実は、本当に身近なお話でですね、実話なんです。このことについてはちょっとお答えをいただきたいという事で質問に立ったわけですけど、奨学資金の貸付審議会ってのがあってますよね。これは時期的にはいつごろあっているんですか。

○学校教育課長

6月ごろでございます。

○藤浦委員

6月ということは、去年の6月にあったということですね。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○藤浦委員

これで一応決定がされたとなった場合に、決定をされたその奨学金はいつ申請された方に届くわけですか。申請された方に届くわけではなくて、学校なり何なりに振り込みということなるんですか、それとも本人に届くんですか。ご家族に、親御さんに。いつごろ届くんでしょうか。

○学校教育課長

申請いただきました保護者のところに、7月に届くことになっております。

○藤浦委員

それは決定通知が届くということでしょう。

○学校教育課長

お金の入金でございます。

○藤浦委員

ちょっとね、話が噛み合いません。例えば、ことしの4月に入学がありますよね。入学。この入学には間に合わないということでしょう。入学後7月に支払われると。そしたら3カ月ブランクがあるわけですよね。この制度が非常に活用しにくいってのは、そこなんです。結局、認可は出ましたと。決定されましたと。それを活用しようと思っても3カ月間ブランクがあるわけですね。4月にはもう支払いをしなきゃならん。3月末ぐらいになるんですか、これは支払いせないかん分は。入学前に。そしたらその間、資金というのはいらないわけですよね。それをどうするんですかと言ったら親御さんに立て替えてくださいって話になつとるらしいんですよ。立て替えられるぐらいだったら、何も奨学金を申請する必要もないんじゃないかというひとつの考え方があるし、これを決定後、辞退されたというのは、決定をされたけど、お金は前もって払わないかと。だったら3カ月待ってね、その前に支払えるのであれば、それは辞退しても構わないという考え方1つあると思うんですよ。ご家族にとっては。そういうですね、この制度があるから、利用したいというご家族、親御さんおられると思いますけど。この制度を利用しないと入学できないという、入学資金が調達できないという親御さん、ご家庭の事情っていうのもあるかと思うんですよ。そこで、この制度というの是非常に使いにくい制度ではないかなということをお話聞きながら感じてるわけですよ。せっかくこの制度があるのに、どうして入学までに、学校側からいついつまでに奨学金なり授業料なりを払ってくださいという通知があるはずなんですけど、どうしてそれまでに決定後支給されないのかというのが不思議でたまらないわけです。そここのところ、どういうことでそうになっているのか、説明してください。

○教育長

先ほど、学校教育課長、そして教育部長が答弁したように、これまでは飯塚市のこの育英事業につきましては、他の奨学資金貸し付け、それを補完するという趣旨で事業を実施してまいりました。代表質問、一般質問、そしてこの予算委員会の中でもたくさん、今の世情、そして家庭の経済的な厳しさ等々を背景に、これは改めるべきだというご意見を沢山いただきました。それを受けまして、今藤浦委員さんのほうからも指摘がありましたように、高等学校でしたら、実は私立高校も公立高校も、今日が公立高校の発表でしたから、本日中に納めなければなりません。ですから、3月の中旬です。今の現行制度ではとても間に合いませんから、本当にお金が無くて、でも、子どもを高校、大学にやりたいところには、使い勝手が非常に悪い、申しわけないかたちとなっておりますので、これを予約制というようなかたちに持っていけるよう関係部署、そして先ほどおっしゃいました奨学資金貸付審議会の委員とも相談をしながら、よりよいあり方に向けて検討をしていきたいと考えております。

○藤浦委員

今、予約制ということ言われましたけど、予約制であれば、入学までに間に合うという制度にするということですか。それは、ことしの4月にですね、もう目の前の問題を抱えてるご家族があるんですよ。それはこの制度では、どうしようもないということですから、この質疑応答の状況を、ご家族に伝えなきゃならんわけですけど、非常に苦しいですね。素人考えで非常に申しわけないんですけど、例えば市内銀行、市中銀行に対して奨学金が決まりましたと、決定しておりますということで、それを担保に融資なんかを銀行さんに優先的にしてもらえないかというような相談というのはできないんですか。それ違法なんですか。

○教育長

現状の段階では先ほど説明しましたとおり、年度初めに、入学が決定した後に、審議会で決定して交付でも、いくら急いでもおそらく6月の頭になりますので、実際に、現状では間に合いません。

○委員長

できるか、できんかを

○教育長

それは新しい制度にして、銀行と相談してみないと分かりません。

○藤浦委員

そういうことだろうとは思いますが、目の前にそういった相談をされた方がおられますんで、その方は資金調達のためにどうされるのかなど、その心配もするわけですよ。そういうことで、この制度、今言うように、やっぱり使いやすいような制度にしてほしいと、早く。ことしは間に合わないにしても、今後、そういった家族は、やっぱり絶対にゼロではないと思いますよ。そういうことで非常に悩まれるご家族というのはですね、ぜひその制度についても、考えていただきたいというふうに要望しまして終わります。

○委員長

ほかに、質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、「議案第11号平成28年度飯塚市一般会計予算」に対する全ての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

詳しくは本会議で述べますが、私は、議案第11号 平成28年度飯塚市一般会計予算案に反対し、討論を行います。717億円もの合併後最大の予算規模は、市民税や地方交付税が減少する中、140億円もの借金、過去の借金の返済に60億円、財政調整基金など基金17億円の取り崩しによって賄われたものです。合併特例債など借金も過去最大807億円に対し、その一方で、住民犠牲を伴う254億円の効果という行財政改革などにより、財政調整基金、減債基金は平成27年度末で146億円にまで急速に膨れました。地方自治体の本旨は住民福祉の増進にあります。自民、公明に支えられた安倍政権のもと、平和と暮らしが脅かされる中、合併11年目を迎える本市が住民の暮らしを守り、地域経済を支える方向へかじを取るかが大きく問われたのです。その重要な点は、住民の暮らしを応援する、無駄を削る、清潔で透明な市政運営を行う、この3つの視点を住民とともに取り組む予算を立てる事でありました。今回一般会計予算案は、こども医療費助成の自己負担拡大の矛盾を抱えたままの拡充、水害対策など部分的に住民の要求を反映したものもありますが、全体としては、新庁舎建設に54億円、小中一貫校建設関連など、ハード面に莫大な財政出動を行う一方、子どもの保育所待機児童解消のための保育士確保など、子ども育成対策、介護保険から外される高齢者の要支援者対策、地域のコミュニティバスの復活、さらに保育料や国民健康保険税など、住民負担の軽減は

顧みられず、地域産業の振興においても、基幹産業として力強く再生させる思い切った政策は農業においても打ち出されていません。しかも幹部の人件費を保障するのが事実上の目的となっている部落解放同盟の補助金を漫然と計上し、平恒の市有地の不法占拠を、刑事告発を含めた毅然たる態度を示さず、しかも、清潔で透明な市政運営で市民の信頼のために請求があれば、開催しなければならない政治倫理審査会の開催予算を8回から3回に減らしています。暮らしを壊し、平和を脅かす、自公安倍政権に代わる政治の実現を目指す国民の協働が広がりつつある中で、合併後11年目を迎えた本市の予算は、住民の立場から無駄を削り、福祉を充実する透明な市政運営を支えるものであるべきです。今回一般会計予算案は、こうした観点からの予算計上にはほど遠く、私は認めることができません。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はございませんか。

○江口委員

議案第11号 平成28年度飯塚市一般会計予算に対し、賛成ではありますが、一言申し述べさせていただきます。それは、昨日冒頭に質疑をさせていただいた民生費、児童措置費についてであります。昨年4月の段階で17人だった、実質的待機児童は、平成28年4月には62名と4倍近く伸びを示そうとしております。このことは、今、飯塚が進めている子育てをしやすいまちづくり、総合戦略の点から考えても非常に厳しい現状であります。せっかく教育にお金を使い、学力の水準が上がってきた、また、あわせて、合計特殊出生率を見ても、21年では1.58だったものが26年では1.72と伸びを見せている。しかしながら、そうやって伸びているところに、現実に生まれた子どもさんを抱えて、暮らしていこうとした時に、預けるところがない。働こうにも預けるところがないということは、大きな市にとってのハンデとなりかねません。28年度予算に関しましては、その理解が全庁的に広がっていなかったこと等から、当初予算等では、保育士の不足に対する対策は何ら組まれておりませんが、これを年度内に28年度内にでも早急に進めるべきであると考えます。その際に関しましては、必要なのは、まず庁内でこの問題に対してどうしようか、どう対応すべきだとか、考えるチームを立ち上げること、また、合わせて現場の保育士そして保育園との意見交換、どうやってやっていくべきか、それを検討する場を設けること、そしてまた他の自治体で行われているような研修等の費用等々やることはいっぱいあると思っています。現実に人の働き方も変わってきています。昔みたいに月曜日から土曜日まで働いて、日曜日は休む、もしくは土曜日、日曜日休むというところから、人の暮らしも大きく変わってきています。そういったことも含めて検討した上で、ここで、飯塚で子育てすることが保護者の方々にとって「ああ、よかったよね」と、思っただけのような対策を早急にしていただきたい、そのことを一言お願いしたいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第11号 平成28年度飯塚市一般会計予算」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼申し上げます。

本特別委員会は委員並びに執行部の皆さんの熱心な審査を経て、予定通り3日間で審査を終了することができました。

ご協力ありがとうございました。

今回、多くの質疑通告がありました。委員、執行部の皆さん共に短い期間でしっかりと準備をしていただき、十分な審査ができたものと思います。特に、多くの資料作成で、執行部の皆さんには通常業務に加えての作業をお願いしておりますので、それらにつきましては、委員の皆さん、しっかりと今後の議会での活用をお願いいたします。

さて、委員会審査の中で各委員から指摘なり要望が多々あっておりましたが、執行部におかれましては、この意を酌んでいただき、市民福祉の向上のため、また市政発展のためにご尽力いただきますようお願いいたします。あいさつとさせていただきます。

これをもちまして、平成28年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。本当にお疲れさまでした。